

V. 市民社会の境界

19. 韓国からみた「マイノリティ」概念についての小考 國分典子
20. ときには市民の代表、ときにはマイノリティ
——日本映画のなかの娼婦と芸者 今泉容子
21. Distribution of Socially Harmful Digital Content in Japan:
Regulation, Literacy, and Ethics in the Japanese Digital Environment?
海後宗男

19. 韓国からみた「マイノリティ」概念についての小考*

筑波大学大学院 人文社会科学研究所 社会科学専攻 教授 國分典子

一、「マイノリティ」概念の問題性

マイノリティの問題は、その社会の人権意識を知る上での指標となりうる重要な問題である。しかしながら、では「マイノリティ」とは何かということになると、すでにその概念自体からして明確ではない。

マイノリティを論じるにあたってよく引用される定義に、国際法の領域では、カポトルティ(F. Capotorti)の定義がある。マイノリティを「ひとつの国家の他の住民より劣勢であり、非支配的地位にあり、その成員は当該国家の国民であり、他の住民と異なる種族的、宗教的、言語的性質を保持し、黙示的にであれ、自らの文化、伝統、宗教、もしくは言語を保持しようとする一種の連帯を示すグループ」¹とする、国連の人権小委員会に提出された報告書におけるこの定義は、国際法上のマイノリティ概念にひとつの基準を与えるものであり、「種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」と規定する1966年の「市民的及び政治的権利に関する国際規約」(国連人権規約B規約)27条や、1992年にこれをさらに拡大する形で国連総会が採択した「マイノリティ権利宣言」の「国民的、または種族的、宗教的および言語的マイノリティ」という概念を補完するものとしてしばしば採り上げられる²。

しかし、この定義についても、「どのような領域においても、どのような場合においても、普遍的に適用されるような概念ではない」³といった指摘があり、そもそも国際法上承認されたマイノリティの定義という類のものではない。さらにこの概念が国際法上用いられる場合と国内法上用いられる場合を同様に考えてよいのかについても、吟味の必要がある。

日本の憲法学における議論を見ても、マイノリティの問題をこの国際法上の理解に基づいて論じようとする方向がある一方で⁴、今日、社会で語られるマイノリティの具体的事例に当てはめようとした場合、国際法上の概念では狭すぎることから、もっと広い意味でマイノリティを把握しようとする見方もある。前記国連人権規約B規約の訳語自体、マイノリティ=少数民族とすることは外国人を排除して国籍保有者のなかの少数民族のみを指すという誤解を生ぜしめるとし、条約の理解の幅そのものにも問題があることが指摘されているが⁵、広い意味でのマイノリティといった場合にも、具体的にマイノリティのなかに盛り込む内容には相違がある。アパルトヘイトの例を挙げ、必ずしも「人口の上で劣勢」である必要はない⁶とする見解や、女性や障害者をマイノリティの例として挙げる見解⁷、「性的マイノリティ」といった表現で従来の男女のジェンダー問題を越えた分野を扱う研究会の登場⁸など、さまざまな視点からマイノリティの概念は拡張され、議論されている⁹。

インドのマイノリティ問題を検討する孝忠延夫は、狭義のマイノリティと広義のマイノリティに区分し、前者は「それぞれの特性(「違い」)を保持し、それを尊重していくことが基本となるマイノリティ」であり、後者は「狭義のマイノリティに、現在、①社会的・経済的・教育的に後進の状態にあると認められるグループ、②何らかの理由で差別されているグループ」を加えたものと捉えており¹⁰、「特性の保持と保持」を狭義のマイノリティのメルクマールと考えるとともに、その特性が集団(グループ)に帰属するも

のであることに言及している。この「狭義のマイノリティ」の例としては、宗教的・言語的・文化的マイノリティが挙げられており、こうした狭義のマイノリティの捉え方は、連帯感と特性の維持を要素とする、前記の国連におけるカポトルティ報告の定義、さらにそれを引き継ぐとされるドゥシェーヌ(J. Dechénes)報告の「マイノリティは同化を望むものではない」という考え方¹¹を基底として、憲法におけるマイノリティ概念を考察していこうとするものであると考えられる。筆者は、マイノリティ概念を分析した小考のなかで、国連人権規約B規約27条が文化や宗教や言語という要素を「残すべき違い」と捉えていると思われることに着目し、マイノリティの権利は「一定の集団を母体とする個人の権利であり、その集団のもつ特徴から一定の特別な保護や権利保障を必要としながらも、マジョリティと同等の地位を要求するという性格をもっている」のではないかと記したことがあるが¹²、これは基本的に孝忠の狭義のマイノリティの捉え方と視点を同じくするものである。

以下では、この狭義のマイノリティがもつと考えられる性格を分析視点として、マイノリティ概念を筆者の研究領域である韓国を例に検討するが、この分析視点に関連して、最初に、韓国国家人権委員会の人権研究担当である李潑來が少数者概念について考察した近年の論文のなかで示す少数者理解を紹介しておきたい。

かれは、西洋諸学説の定式を基に少数者の定義を考察し、「特定の属性に従って、区画された特定の社会共同体の構成員は、被支配的であり、疎外され、差別され、軽蔑的対応を受けること(差別的対応)によって、互いに連帯感をもち(連帯性)、知らず知らず、これを維持するための集団認識が形成され(集団性)、大多数の構成員と平等に扱われることを望む(抵抗性¹³)」と定義する¹⁴。ここでも、「集団性」とともに、「連帯性」、「抵抗性」というグループの特性の保持・尊重を求める前述の狭義のマイノリティ概念に類似した論点が重視されている。また、少数者概念は「時代や社会の変化に従い流動的なだけ、その時々を社会的・文化的状況にしたがって判断しなければならない」ものではあるが、「明らかなのは、何らかの社会的差別が個人的行為や特性に基づくものではなく、その個人とは別個の、その個人の属している集団の特性に基づいておこるとき、われわれは少数者に対する差別および少数者の人権を論ずることができるようになるということである」¹⁵とし、まさにそこに「少数者の人権の法理的特殊性」があるのだと捉えている。この「法理的特殊性」は、李潑來によれば、「少数者集団の構成員である個人に対する人権保障のみならず、この少数者集団という社会の下位構成部分を全体社会に編入、全体としての国家共同体を有効に統合・構成しなければならないという民主主義の要請」である。

李潑來の論文では、韓国憲法上に少数者保護規定がおかれて来なかった理由として、韓国が単一民族国家であったために、建国の際に少数人種や少数民族の参加の問題が俎上に上らなかったこと、権威主義下では多様性を追求することができなかったことが挙げられている¹⁶。そして、韓国の憲法改正史を「社会的弱者保護規定の拡大具体化過程」¹⁷であったとみて、そのなかで少数者の人権保障が発展してきたとする。

李潑來の指摘するように、建国憲法以来韓国では、多くの国と同様、弱者保護は社会権規定や平等権規定において保障されてきた。韓国において特徴的なのは、こうした規定が民主主義と結びついて論じられていることである。本稿では、韓国のマイノリティ概念を考察するにあたって、建国過程からの問題状況を見てゆき、それが現代韓国のマイノリティの捉え方とどのように関わっているかを考察することとしたい。

二、韓国の建国に至る過程での平等と民主主義

(1) 民族自決の問題

韓国における近代憲法史は植民地時代から始まる¹⁸。それは同時に、被支配民族としてマイノリティであった韓国民が自らの権利を獲得しようとし始める出発点でもあった。1919年の三・一独立運動を契機に臨時政府が作られ、近代国家建設に向けての動きが始動した。臨時政府樹立とともに宣布された1919年4月11日の10条から成る大韓民国臨時憲章では、第3条で「大韓民国の人民は男女貴賤及び貧富の階級がなく一切平等であること」とされ、同時に出された政綱でも冒頭で「民族平等、国家平等及び人類平等の大義を宣伝すること」と記されて、平等が臨時政府の主目標とされている¹⁹。

臨時政府が民族平等、国家平等のスローガンを掲げた基盤には、民族自決主義があった。臨時政府設立の契機ともなった3・1独立運動は、最初の大規模な独立運動である。植民地支配においては、総督府の武断統治、同化政策は表立った言論の自由を奪っていったが、その反動として、民族主義的な意識がかえって高まるという状況が起こっていた。民衆のなかで隠れた民族教育が行なわれるようになるとともに、一方では、民族運動家や土地を失った国民たちの国外流出も起こっていた。こうして、特に地続きのロシア領沿海州や中国には民族運動家たちが多くわたり、次第に運動の拠点を形成していったのであった²⁰。3・1運動は、そうした中で、ウィルソンの民族自決主義の提唱や1917年のロシア革命の勃発を背景として、日本の武断統治による不満の鬱積がこれらの世界情勢に呼応して爆発したものであったと考えられる。3・1独立運動後に出てきた臨時政府設立の流れをみると、当初、ロシアに作られた大韓国民議会、ソウルにできた漢城政府、上海で結成された上海臨時政府の3つの臨時政府があり、それが次第にまとまって大韓民国臨時政府成立に至っているが²¹、ここでもロシアや中国が民族運動と密接な関係をもっていたことが伺える。

ところで、ここでひとつ考えなくてはならないのが、民族自決とは何だったのかという問題である。ウィルソンの自決の思想は、そもそも第一次世界大戦後のヨーロッパの問題を解決するために提示されたものであった。その内容は必ずしも思想的に明瞭な論理性をもって展開されたものではなかったが²²、その基底にはアメリカ的民主主義があり、少数民族のアイデンティティを認めた上で自由民主主義を「自決の枠組みのなかで広めよう」という目的、すなわちマルクス・レーニン主義に対する対抗という意図があったといわれている²³。しかし、その後の実際の国際社会における自治の追求はこのウィルソン主義とレーニン主義に大きく分岐してゆく²⁴。

レーニンにとって、自決とは階級的自決という意味をもった。レーニンの基本思想は、すべての民族のプロレタリアートを民族を超えて団結させてゆこうとするところにある²⁵。しかし、その一方でかれは民族が自由に分離独立する民族自決権を認めていた。民族の分離の自由を認めることによって、かえってかれらは「我々との同盟へますます強く引き付けられ」²⁶、民族の自発的な接近と融合が強められるというのがレーニンの考えであった。すなわち、民族自決を認める結果として、小国分離が起こるのではなく、プロレタリアートの団結による民族を超えた国家形成はかえって促進するとして、民族自決と普遍主義的なマルクス主義の立場を結びつけたのであった。

自決の思想は、さらに第二次世界大戦後、第三世界で新たな展開を見せることになるのであるが、韓国についていえば、臨時政府は前述の二つの対抗する思想双方から影響をうけていた。そもそも

臨時憲章にみられるように、臨時政府はパリ講和会議による民族自決主義に基づく独立をめざし、パリ講和会議で独立を承認させ、また国連加盟をも取り付けようとしており、これは失敗したものの、ウィルソン主義の影響を示している²⁷。その一方、前述のようにロシア革命の影響も受け、すでに3・1独立運動の前後にロシアや上海で韓人社会党や共産党が結成されたほか、日本にきた留学生たちによって活発に社会主義理論の紹介が行われた²⁸。かれらは農民や労働者を民族解放運動の主体であると考え、独立運動を大衆運動とすることに努めたのであった。

(2) 韓国の民族自決思想

では臨時政府時代の韓国の自決思想は、具体的にどのようなものであったのか。

独立運動を展開した人々のなかにも、強く共産主義・社会主義に傾倒した左派勢力から右派民族主義勢力までさまざまなグループがいた。韓国臨時政府時代には、三均主義と呼ばれる思想が形成され、臨時政府の思想的基盤として定着していったことが知られているが、三均主義は当初は、右派民族主義者たちの結成した韓国独立党綱領として採択されたものであった²⁹。臨時政府のイデオログであった趙素昂が提唱した³⁰この思想の「三均」とは、端的に言えば、政治・経済・教育の各領域の平等を個人間・民族間・国家間において達成してゆくことで、「復国」、「建国」、「治国」という三段階を踏んで韓国の国家形成を行っていくという考え方を示すものである。趙素昂は、韓国独立党の党義³¹を説明した「党議研究方法」のなかで、この思想について、個人においては、「個人対個人の均生問題、即ち、精神上物質上生活水準の均等」、民族については、「民族対民族の自決権」、国家については、「国家対国家の平等権」、即ち「国際法上決定したいわゆる独立権・対内主権行使の自由権・生存権・自己保存権・自衛権・平等権・尊厳権・国際交通権・公使権・対外保護国民権等々」が「人類社会の必修過程として残存」としており、その実行が要求されると説明している³²。

この三均主義に基づく実践の内容を趙素昂は図表にして示している³³。その中では個人間の平等が「狭義」の三均主義と呼ばれ、その「狭義」の三均主義のなかで、政治・経済・教育の均等のうち、政治について基本権の均等、普通選挙制の実施、民主主義、等が挙げられる一方で、経済・教育に関しては、土地の国有、大生産機関の国有、公費による義務教育、等が挙げられている。この内容は、臨時政府が現実路線に転換して作った1941年11月25日の「大韓民国建国綱領」のなかにはほぼ全面的に盛り込まれた。「大韓民国建国綱領」は、三均主義を「建国の精神」と明示し、「復国」、「建国」の二段階に分けて国家形成の具体的内容を説明している。そこでは、土地の国有化等に言及されるとともに、「国内外に民族自決の権を保障して民族と民族国家と国家との不平等をなくし(=原文は「革除」)、これをもって国内で実現するなら、特権階級がすぐに消滅し、少数民族が侵凌を免れる。政治・経済・教育の権を等しくして軒輊をなくすようにし、同族と異族に対してもこのようにしなければならない」³⁴として対外的平等の問題が対内的な、すなわち個人間の平等の問題と連動して語られた。民族自決、独立の問題を国内的平等や土地等の国有化の問題と絡めて語る点、右派民族主義者たちの路線も、先に述べたレーニン主義に類似した面を有していたのであった。

但し、こうした国家のあり方について、前記の「党義」中の「新民主国を建設し」という文言の説明において、趙素昂は以下のように述べている。

「過去のある時代には、君主専制政治を必要としたこともあったかもしれない。しかし、二〇世紀五〇年代である今日になると、そのような旧制度はなんら必要ないものである。一七・八世紀から欧米

では民権運動が台頭し、革命の血を流したことが数多い。そして、それらが成功したときには、民主共和国、即ちデモクラシーの国家を建設した。それならば、現在われわれの理想中にある民主国家は一七・八世紀に欧米で建立されたそのデモクラシー国家であるのか。それも違う。当時それらの成功に起因して建立されたデモクラシーは上昇期資本主義を基礎としたものであった。そして現下、労使間の極度の葛藤と矛盾を内包した制度を産出しているものである。それでは、われわれはどのような制度を建設するか。本党党義に明々白々に規定したところ、政治・経済・教育の均等を基礎とした新民主国、即ち『ニューデモクラシー』の国家を建設しようとするものである。ここに新民主というのは、民衆を愚弄する『資本主義デモクラシー』でもなく、無産者独裁を標榜する社会主義デモクラシーでもない。もはや言うまでもなく、汎韓民族を地盤とし、汎韓国国民を単位とした全民的デモクラシーである」³⁵。

ここでは「全民的」ということばで特定階級の利益のみに資するのではない平等な民主主義が語られ、それが従来の自由民主主義とも社会主義とも異なる路線であることが強調されている。新民主国建設についての文脈のなかでは、この「全民的」という用語は「汎韓民族」と等置され、「汎韓国国民を単位とした」民主であるとしてネーション・ステートにおける民主主義の問題として捉えられている。趙素昂が韓国独立党党義を説明した「党義解釈」中においては、政治の平等については、階級の政治的不均等が「異族の侵奪」を可能にしたこと³⁶、経済の平等に関しては「生産の国家社会的指導および計画調整と分配の民族的合理性」が必要であること³⁷、教育の均等では「国民の教育は国民の精神を強固にすると同時にその国民の生活技能を高め、その国民自身をして生活能力を持たしめ得ると同時に国家の一切の能力を科学化させ得る」こと、また「異族に抹殺された文化を再び建設する」³⁸ことに触れられ、これらの平等が民族主義的観点から重要であることが強調されているが、これは国内の平等・合理化が独立・自決にとって、すなわちネーション・ステートの形成にとって重要であるという論理であった。この点は民族自決を通じて社会主義をより普遍的に浸透させるというレーニンの思想とは反対のベクトルを有するものである。また同様に民族自決を通じて自由民主主義を広めようとしたウィルソンの考え方も異なっており、ここにこそ、かれらの思想の「右派民族主義」たる所以があるともいえるのであった。

三均主義は、前記のように、臨時政府が現実主義路線に転換するなかで発表された1941年の建国綱領にも明記され、戦後の制憲過程にも影響を与えたといわれている³⁹。第一共和国憲法草案を起草した憲法学者兪鎮午は、制憲国会において、「この憲法の基本精神は政治的民主主義と経済的社会的民主主義との調和を図ろうとすることにある」と説明しているが、ここでは社会主義や民主主義は目標ではなく、国民国家形成の手段として相互に結合すべきことが要求されている⁴⁰。

社会民主主義的思想に関しては、オットー・バウアー(Otto Bauer)やカール・レンナー(Karl Renner)の思想にみられるように、ヨーロッパにおいても民族主義との結びつきで考察されている。バウアーは、「民族自治はプロレタリアートの階級闘争の必然的目標である」と述べた⁴¹。民族自治を獲得するためには、すべての階級の協力が必要であるとしたバウアーの考え方については、社会主義を標榜しながらも実は、「ナショナリストの立場に立っているのではないか」⁴²という指摘がある。バウアーにせよレンナーにせよ、かれらの議論は、一方ではオーストリアを民族自治国家の連合体として生き残らせるための理論という側面をもっており、その点では、民族運動を民族対民族の階級闘争として捉え、民族独立を至上命題とした韓国の思想とは性格が異なる。しかし、社会民主主義の政治

目標として民族自治を掲げたという点で、それは韓国の示した路線と相似していた。民族的少数者の権利を認め、自決を認めるという考えは、本来のマルクス主義がもつ社会を一元化しようとする指向とは逆行するものであった。また国民国家はそもそもブルジョワジーの思想に合致するものであるという見方からすれば、ナショナリズムは社会主義とは相容れない。しかし植民地帝国主義に対抗する理論としては、この両者はともに手をつなぐことができた。かくして、韓国の国家形成において、独立運動の精神を受け継ぐ文脈で社会民主主義⁴³は導入されたのであった。

三、韓国におけるマイノリティの権利と社会民主主義

(1) 解放後の展開

以上にみた独立運動、臨時政府の政策目標は、植民地支配下の「マイノリティ」としての韓国民の権利保護の要求という性格を有していた。この要求は上述のように、民族の均等ないし平等の要求として、韓国内の平等の問題と連動して掲げられた。

象徴的な具体例としては、朝鮮王朝の身分制秩序のなかで「賤民のなかの賤民」⁴⁴とみなされていたいわゆる白丁の問題がある。日本でいえば、被差別部落民に類似した状況にあった白丁は、韓国の近代化のなかで次第に平等意識に目覚め、身分制秩序からの解放を要求してゆくようになっていた。植民地支配下では衡平運動を展開して差別に積極的に抵抗してゆくが、そのなかで興味深いことは、かれらが積極的に独立運動に参加してゆくことである。「韓国民の一人」であるという認識は、一般韓国民と同様に運動に参加しようというモチベーションを生み、また人間の平等を主張する衡平運動は独立運動の掲げるスローガンと一致するものと理解されたのであった⁴⁵。こうした状況は、レーニンにおける階級闘争と民族主義の融合やバウアーにおける社会民主主義と民族自治の結びつきの実践に近い側面を有している。

戦後の建国過程のなかで、国内における平等問題は、先の兪鎮午の憲法草案についての説明のように、社会民主主義と自由民主主義との調和を目指して、社会権条項や経済条項において配慮された。前文において「政治、経済、社会、文化のすべての領域において各人の機会を均等にし」、「国民生活の均等な向上を期し」と述べられたほか、16～18条で社会権が、84～89条の経済条項で国家による一定の経済統制権が規定された。但し、社会権についてはプログラム規定として有名無実な状況が続いてきたという問題があったし、経済統制も弱者の権利を保障する方向では十分に機能しなかった⁴⁶。植民地支配と朝鮮戦争を経て、経済的にはほとんど廃墟の状態で出発した韓国において、社会国家を実現することはそもそも無理であったともいえる。しかし、臨時政府時代の思想的系譜がここで断絶したというわけではない。植民地下のマイノリティとしての民族の権利は、独立後の体制の下では、発展の権利に転化していった。

国際的平等の観点からいえば、民族としての一体性を重視して経済発展の求心力とした路線はかなりの程度、功を奏した。しかし、その権威主義の結果として、国内少数者の権利は十分に配慮されて来なかった。国内法上の問題としてマイノリティの権利が採り上げられるのは、民主化の進んだ近年のことといつてよい。以下では、時代を移して、今日、マイノリティ概念が韓国でどのように捉えられているかを概観する。

(2) 今日のマイノリティ理解

前述の李潑來は、マイノリティの権利について、「憲法1条2項の自由民主主義、11条の平等原則、10条の人間の尊厳と価値に理念的根拠をおいているといえることができる」⁴⁷とし、個々の具体的規定としては2条2項の在外国民保護義務、9条の伝統文化の継承・発展と民族文化の暢達義務から引き出される文化的弱者の保護義務、32条4項、5項の女子・年少者の勤労保護、32条の労働三権、34条の女子・青少年・身体障害者の社会保障、36条2項の母性保護、123条5項の農・漁業従事者および中小企業の保護、124条の消費者の保護、等を挙げるほか、前述の制憲憲法前文と同様の「政治、経済、社会、文化のすべての領域において各人の機会を均等にし」、「国民生活の均等な向上を期し」、さらに「恒久的な世界平和と人類共栄に貢献することによって」という前文中の文言、11条の法の前の平等、34条1項の人間らしい生活をする権利、10条1文後段の幸福追求権、等を少数者保護の補完的規定とみている。さらに憲法上の少数者保護の精神に基づき、国家権力を羈束するための法として、国家人権委員会法30条1項1号をも挙げている⁴⁸。

国家人権委員会は、「個人が有する不可侵の基本的な人権を保護し、その水準を向上させることによって人間としての尊厳を具現し、民主的基本秩序の確立に貢献することを目的として」（国家人権委員会法1条）設立された独立の国家機関である。国家人権委員会法30条1項は、同委員会の調査対象として、

- 1、 国家機関、地方自治団体または、拘禁・保護施設の業務遂行（国会の立法および法院・「憲法」裁判所の裁判を除外する）と関連して「憲法」第10条ないし第22条に保障される人権を侵害されたり、差別行為が行われた場合

- 2、 法人、団体または私人によって差別行為が行われた場合

を規定し、また同法2条4号は、「平等権侵害の差別行為」とされるものとして、「合理的理由のない性別、宗教、障害、年齢、社会的身分、出身地域（出生地、原籍地、本籍地、成年となる以前の主たる居住地域等をいう）、出身国家、容貌等の身体条件、既婚、未婚、別居、離婚、死別、再婚、事実婚等の婚姻可否、妊娠または出産、家族形態または家族状況、人種、皮膚の色、思想または政治的意見、刑の効力が失効した前科、性的指向、学力、病歴等を理由として行う次の各目のいずれかひとつに該当する行為をいう。

あ、雇用（募集、採用、教育、配置、昇進、賃金および賃金以外の金品支給、資金融資、停年、退職、解雇、等を含む）に関連して、特定の者を優待、排除、区別し、又は不利に扱う行為

い、財貨、用益、交通手段、産業施設、土地、住居施設の供給や利用に関連して特定の者を優待、排除、区別し、又は不利に扱う行為

う、教育施設や職業訓練機関での教育・訓練やその利用に関連して特定の者を優待、排除、区別し、又は不利に扱う行為

え、セクシュアル・ハラスメント」と、具体的なカテゴリーを示している。

李潑來は、この差別の排除が単なる形式的平等ではなく、前文中の「国民生活の均等な向上」に照らして、「政治・経済・社会・文化等すべての性格領域において、多数者の水準に平準化する」ことをいうものと捉え⁴⁹、少数者保護にあたるものであるとしている。

政治・経済・社会・文化の領域におけるマイノリティの権利の具体的内容は、権寧高によっても示されている⁵⁰。権寧高が少数者として挙げているのは以下のものである⁵¹。

(1) 政治的領域

選挙権、被選挙権、国民投票権、公務担任権等において平等な対応を受けることができない者。具体的には、選挙における少数者、議会内の決定における少数者、国民投票による少数者、政治的委員会内の少数者、野党が挙げられる。

(2) 経済的領域

経済的活動において不合理な差別を受けたり、経済的な窮乏によって不利な差別対応を受けている者。具体例としては、都市貧民、農民、都市労働者、消費者等が挙げられ、憲法 119 条 1 項の自由経済体系から必然的に発生する「構造的少数者」と捉えられる。

(3) 社会的領域

例としては、資本主義経済下で事実上貧民層、場合によっては勤労者階級、ジェンダーを基準としての女性、同性愛者、性転換者、刑事手続および刑事記録に基づく前科者、在監者、累犯者、嫡子庶子差別における庶子、地域差別と関連し今日ではデジタル・デバイドが招来する問題も含め、情報技術の未熟な者。

(4) 文化的領域

教育の機会均等と文化的活動における平等な対応を受けられない者。但し、社会的領域と文化的領域の明瞭な区別はできず、分類する者によって区分は異なる。代表的なものとして、教育機会の有無、就学の程度による区分が挙げられ、ここでもデジタル・デバイドによる情報少数者の問題が重複して表れる。中央の大学と地方の大学等、さまざまな関連した差別の問題がここでの課題として表れる。

宗教的少数者、芸術や園芸の領域における少数者差別(特に伝統的なものと前衛的なものといった相違の間で現れる問題)もこの領域の問題とされる。

ここで採り上げられている政治・社会・経済・文化は、前述のように憲法前文が機会均等を要求する領域である。こうした少数者保護の憲法上の根拠としてかれが挙げるのは、まず 10 条 1 項の人間の尊厳、さらに少数者保護原則を間接的に採用しているとみられるものとして、2 条 2 項(国家による在外国民保護の義務)、32 条 4 項(女子の勤労の保護と差別の禁止)、同 5 項(年少者の勤労の保護)、33 条(労働三権)、34 条(生存権等)、123 条 5 項(国家による農・漁業従事者および中小企業の育成義務)、124 条(国家による消費者保護義務)である。かれの挙げる個別条文は李潑來の挙げるものとほぼ似通っている。但し、ここでは 1 条 2 項の自由民主主義についての言及はない。

李潑來と権寧高の叙述に共通にみられるのは、かれらの挙げる具体的なマイノリティの範囲がおよそ平等の問題が生じうるすべての範囲を網羅するような内容になっているということである。前述の「社会的弱者保護規定の拡大具体化過程」として韓国におけるマイノリティ保護が展開してきたという指摘はその意味で当たっているとみえる。但し、そこにはマイノリティの権利保障に関わる条文として社会権規定が挙げられる一方で、具体的な分野に関わる問題は差別禁止の問題として語られているという特徴がみられる⁵²。もちろん、社会権保障の問題も実質的平等確保の問題として捉えられる問題ではある。しかし、弱者に対する社会国家的保障よりも差別行為の禁止に力点がおかれることは、国連人権規約B規約 27 条にも合致しており、マイノリティ概念を分析する上で一定の意味を有すると思われる。

一方、平等原則との関連では、日本では、横田耕一が「マイノリティの議論は、国連文書にみられ

るように、半永久的な違いを前提にしています。…それを前提として、違いを残しながら共存しようという考え方をしているわけです⁵³と述べて、区分自体が解消される方向性で語られる問題(例として、男女共同参画を目指す女性問題等が挙げられる)は、別のカテゴリーで考えるべき問題であるとしている。このことは平等に関わる問題がすべてマイノリティの問題になるわけではないことを示している。この見方は冒頭で述べた「特性の保持と尊重」という狭義のマイノリティの捉え方にも合致している。この点からいえば、前記の韓国の論文で示されるマイノリティの例には「区分自体が解消される方向で語られる問題」がかなり含まれている。

マイノリティとマジョリティの区分の問題については、こうした区分自体の解消という論点とは別に、区分の規定要因は何かという問題もある。権寧高は、区分が可変的なものではなく、「既存の区分ないしはその命名を慣行的なものとして受け入れることによって少数者と認識する場合が多い」ことに注意を喚起している。かれは「数的少数者」と「機能的少数者」という概念を用い、まず重要となりうるのは「数的基準である。数的支配者が多数者であり、その対象集団が少数者となる」としながらも、その区分が妥当しないような関係が数多くあるとし、「機能的少数者」という他の基準が提起されるとする。すなわち、「数それ自体よりもどのような勢力または集団が当該国家社会の中心部に地位を占めているかに従い、区分自体が異なるものとなりうることに留意しなければならない」というのである⁵⁴。ここでは、区分は「可変的ではない」と述べられてはいるものの、それはそもそも社会の中心勢力は何かという社会構造の問題によって規定されるものであると捉えられている。

一方、李潑來の叙述においては、社会構造の変化による立場の変更が予定されている。前述のように、かれはマイノリティの権利保障を「少数者集団の構成員である個人に対する人権保障のみならず、この少数者集団という社会の下位構成部分を全体社会に編入、全体としての国家共同体を有効に統合・構成しなければならないという民主主義の要請」とみるのであるが、その際に「その社会の支配的な集団となる可能性を持っているが故に憲法が保障する基本的人権保障を受けなければならない」と述べるのである⁵⁵。

これらの見方は、マジョリティとマイノリティの逆転可能性を視野におき、それを社会構造の変動や民主主義のあり方との関係で論じるものである。

同様の指摘は、李準一の論文にも現れる。そこでは、韓国の週刊誌で採り上げられたマイノリティ問題で扱われた具体的主題などが分析され、元々は関心対象になっていなかったようなグループがそこに入っていることが指摘されている。そして「大部分の少数者グループがふつうの人々の日常の関心の範囲からはるかに外れている点である」に問題性を見出し、「少数者の概念を定義しようとするとき、見逃してはならない」のは、「少数者グループに対する一般人の『無関心』」であり、「そのような無関心のなかでかれらはさまざまな類型の差別におかれている」ことだとする⁵⁶。少数者の区分について、かれもまた数的少数者と質的少数者としての社会的弱者があることに言及しており、「疎外された者」、あるいは「非主流」という表現で少数者が表現されることもあると述べている。そして、質的少数者については、社会的弱者であるために、かれらの声が社会に反映されるような共同体全体での問題提起が必要とされると述べるとともに、少数者には将来多数者となりうる可能性があり、またその意味で少数者は変更されうるものであることを指摘するのである⁵⁷。

こうした民主主義の基礎付けとなるマイノリティの権利という捉え方は、イェリネクが「少数者の権利」において述べた「集団主義と個人主義とは、個人が全体のもとにまったく強制的に服従することにな

れば、当該集団は[かえって]、より高度な目的を得ることが永久に妨げられるのだ、ということを経験したならば、排他的に対立するものではない」という見方⁵⁸に通ずるものである。それはすなわち、自由民主主義における多数決主義の弊害を防止するためにこそ、マイノリティの権利が必要とされるということであった。ここにおいて、マイノリティの権利は先にみたウィルソン主義的な方向性につながるものとなっている。

(3) 小結

以上の韓国に関する考察からは、国際的なマイノリティ問題としての民族自決と国内におけるマイノリティ概念の変動との関係に一定の連関が導かれる。

臨時政府時代から建国に至る時期に展開された民族自決の理論は、国際社会における民族間の平等、国家間の平等を国内的な個人間の平等と結合して論じたものであった。この時代の個人間の平等の議論は経済的な均等や教育の機会均等などの国家的配慮を前提とした社会民主主義的な性格を持つものであり、内的な均等が図られることが国際社会での平等の獲得にも資するという考え方がその背景にはあった。こうした考え方は独立の獲得後も、国際社会で一定の地位を獲得するため、また国家統一の達成のために国民一丸となって発展しようとする「発展の権利」的な考え方を支えるものとなっていったと考えられる。その一方、近年になって出てきたマイノリティの権利の理解をみると、自由民主主義的要請からマイノリティへの配慮が出てきている。多数＝支配者側の抑圧に対する抵抗という点で考えるなら、独立運動における自決の主張と今日のマイノリティの主張には共通の性格がある。この点は社会主義ないし社会民主主義的要請のなかで論じられた経済条項や社会権とは性格を異にしているといえるであろう。マイノリティの本質は弱者保護といっても、そもそも特別な保護の問題ではなく均等な権利を求める主張にあるということからすれば、マイノリティの権利は社会権とは本来、異なる性格をもつものではないかとも考えられる。

以下では、こうした韓国のマイノリティ問題にみられる社会主義・社会民主主義と自由民主主義との関連の問題を「マイノリティ」概念のもつ性格という視点からなお分析することとしたい。

四、韓国の例からみた「マイノリティ」概念の特殊性

韓国の諸論文で言及されている自由民主主義にとって必要な基盤としてのマイノリティの権利保障という論点と重なる問題提起として、社会構造のなかで支配する側が相手を枠づけてマイノリティを規定するという構造的暴力の問題性について、前述の横田が民族概念との関係で言及している⁵⁹。そこでは、「異なる集団として主流から見られて、差別をされている」ことが「マイノリティの問題の出発点」であり、民族自体は相対的概念であって、「固定的な民族固有の文化などあり得ません」と言明されている⁶⁰。また、この問題はことばを換えて、「ある集団が、自分たちの考えるアイデンティティを支配文化の抑圧によって妨げられている、憲法的に言うと自己実現が妨げられている」状況であるとも説明されている⁶¹。冒頭で述べた、狭義のマイノリティのいう「特性の保持と尊重」は、この自己実現に必要な要素と見ることができるものである。

独立運動における民族自決の要請は、「特性の保持と尊重」、「支配文化の抑圧によって妨げられている自己実現」の獲得という要素を含むという点において、マイノリティの権利主張にあたると思えることができるであろう。しかし、この実現にはそのマイノリティ・グループに属する者たちの団結を要

する。すなわち横田のいう「相対的概念」に過ぎず、「固有の文化などあり得」ないはずの民族という想像の共同体を構築するための団結が必要とされるのである。このことは必然的に共同体内部にマイノリティ問題をさらに包含するという構造を生み出すことになる。

こうした問題性に関連しては、すでに集団の権利と個人の権利が両立し得るのかという論点から他の憲法学者たちによっても指摘されている⁶²。また国際法の分野では、当事者の要求ないし希望という主観的要件が、ともすれば判断者側の同化主義に取り込まれる危険性が予期されたことが、国連におけるマイノリティ定義が明確に行われないうままにきた一つの理由であったといわれている⁶³、そもそも国連の国際人権規約起草審議の際に、マイノリティの権利が民族自決権に包含されるかどうかの議論があり、その際にマイノリティの分離権が国家の分裂を招くという懸念から「きわめて複雑な別個の権利」とされたという経緯がある⁶⁴。

これは、必ずしも「民族」という概念がもつイデオロギー性から生ずる特殊な問題であるわけではない。例えば、ジェンダー問題においても、今日では「性のグラデーション化」⁶⁵といった表現で、男女という従来の区分自体が生み出す「性的マイノリティ」の問題が議論されている。そこでは、およそひとつのカテゴリーを立てること自体が必ず、境界線上で、またカテゴリー内部で、マイノリティを生み出すという構造が表出し、またそうした構造の分析は最終的にはカテゴリー化自体に対する批判に向かわざるを得ないという問題が示されているといえる。それは、ジェンダーについていえば、マイノリティとしての女性の権利の運動は、その発展とともに、「女性」というマイノリティ・カテゴリー自体の崩壊に向かうのではないかということの意味するのであるが、民族についても同様に、民族自決・民族独立の主張は、それが発展し、権利獲得が進むに連れ、カテゴリー内のマイノリティの問題が誘発的に起こって、民族カテゴリー自体が解体に向かうという可能性があることを意味しているのである。

しかしそれは、「女性」や「民族」というカテゴリーを立てることが間違いであるということを経験するものではない。女性運動や民族運動と連動して内部の権利意識が覚醒されるという点では、むしろ重要な意味を有する。但し、その際、前述の国際法上における当初からの危惧にあった同化の要請が、複数の者が団結して権利主張をするなかでしばしば現れることが問題なのである。韓国についていえば、先の李潑來の指摘のように、韓国民は単一民族であると捉えられ、その中の多様性の問題は十分に考えてこられなかった。むしろ、朝鮮半島の分断のなかで民族的一体性は重視されねばならなかった⁶⁶。その過程で一方では、国家保安法などにみられる人権に対する制約の問題が出てきている。

以上の論点は、マイノリティの概念がどのようなイデオロギーと結合する性格をもつのかという観点から興味深い問題を示しているように思われる。

思想的にみれば、幅広い団結を必要とする独立運動のなかで、韓国の独立運動期に民族自決の主張が社会主義や社会民主主義と協調し、独立後には国家内部のマイノリティの問題が自由民主主義の問題として現れるというのは、前述のマイノリティ・カテゴリー自身もつ方向性と合致している。先にナショナリズムと社会主義との間の二律背反性に触れたが、集合体としてのマイノリティにとって、集合体自体としての権利主張には団体主義的な性格をもつ社会主義、社会民主主義はなじみやすい。一方、自由民主主義は集団を個に解体してゆくという性格を孕んでいる。自由民主主義の下で個性を尊重してゆくとすれば、最終的にはそれは単に個人についての平等取扱いの問題に解消されるのではない。

「それぞれの特性(「違い」)を保持し、それを尊重していくことが基本となるマイノリティ」という狭義のマイノリティ概念に立ち戻ってというならば、果たして「保持すべき特性」とは何なのか、という問題がマイノリティ概念の根本にはある。「保持すべき」とされる特性も実は、民族独立や国家の発展、女性の地位の確立までの間、すなわち横田のいう「自己実現」が達成されるまでの「過渡的に保持すべき特性」に過ぎないのではないか。そうであるとする、先に言及した「半永久的な違い」と「区分自体が解消される方向性で語られる問題」との区別についても、この区別自体が流動的なのではないかと考えられる。

韓国の事例は、自己実現の主張からその達成へという過程を民族主義と社会主義ないし社会民主主義の結合から自由民主主義へというイデオロギーの変遷過程として示した。それは個人の権利としては、これらのイデオロギーの下で、社会権的な特別な保護または自由主義的な平等な権利保障として現れたのであった。果たしてこのようなマイノリティの権利の国内的な解消の仕方が妥当であるのか否かについては、もちろんなお検討の余地があろう。今日、マイノリティという集団を母体とした人権問題が改めて議論されるようになってきていることに注目するならば、むしろ仮に過渡的なものであるにせよ、カテゴリー化こそが重要な側面をもっているという見方も出て来ようし⁶⁷、また、韓国の民主化がいまだ発展過程にあることを考えるならば、今後新たにこれまでの議論では解消されないマイノリティ問題が表れる可能性もある。しかし、これまでの韓国の問題状況は、マイノリティの権利を巡る議論の根本的な部分に深く関わる論点を提示しているということは指摘できよう。ここでは、それをもってひとまず拙い論を閉じ、今後の発展過程で表出し得る課題の分析は将来の課題とすることとした。

* 関西大学法学研究所研究叢書第34冊 マイノリティ研究班『アジアのマイノリティと法I』2006年(関西大学法学研究所発行)159-185頁。

¹ “A group numerically inferior to the rest of the population of a state, in a non-dominant position, whose members-being nationals of the state-possess ethnic, religious or linguistic characteristics differing from those of the rest of the population and show, if only implicitly, a sense solidarity, directed towards preserving their culture, tradition, religion or language” (F. Capotorti, Study on the Rights of Persons belonging to Ethnic, Religious and Linguistic Minorities for the UN Sub-Commission on Prevention of Discrimination and Protection of Minorities, UN Doc E/CN.4/Sub.2/384/Add.1-7. UN Sales No. E.78. XIVG.3.para. pp.37~38).

² 国際法上のマイノリティ概念について、窪誠「マイノリティの国際法」吉川元・加藤普章編『マイノリティの国際政治学』有信堂2000年180頁以下、等、参照。

³ 権寧高「少数者 権利保護의 法的基礎」법제연구 23호 11頁、参照。

⁴ 例えば、一九九九年七月にロッテルダムで開催された国際憲法学会第五回世界大会を紹介する樋口陽一「マイノリティの憲法上の人権」法律時報71巻12号94頁以下によれば、同大会のセッションで採り上げられたテーマ「マイノリティの憲法上の権利」は基本的にこうした意味でマイノリティを考えている。

⁵ 岡本雅享「少数民族 — 日本におけるマイノリティ概念」法学セミナー536号112頁、等、参照。

⁶ 「憲法学を問う マイノリティの人権」法学セミナー554号42頁。

⁷ 江橋崇「マイノリティーの人権」ジュリスト1192号64頁。

- ⁸ 2001年から活動している「性的マイノリティと法研究会」は、『性的マイノリティ』または『セクシュアリティ』という視点から、『法学』の読み直しを行うことを目的」として活動している。なお、そこでは「性的マイノリティ」は「同性愛、トランスジェンダー、インターセックスといった異性愛主義／性別二分法の則らない現象を指すもの」と定義されている（「性的マイノリティと法研究会」ホームページ<http://www.sekuhou.jp/index.html>参照）。
- ⁹ この点については、拙稿『「マイノリティの権利」小考』愛知県立大学文学部論集 53号（日本文化学科編 7号）15頁以下、参照。
- ¹⁰ 孝忠延夫『インド憲法とマイノリティ』法律文化社 2005年 26頁。
- ¹¹ “Proposal concerning a definition of the minority”, E/CN.4/Sub.2/1985/31, paras.74,181. 斉藤恵彦「マイノリティ問題と国連」マイノリティ研究会編『世界のマイノリティと法制度』解放出版社 1992年 88頁、参照。
- ¹² 拙稿前掲『「マイノリティの権利」小考』28頁。
- ¹³ 原文では、「抵抗し拒絶する」ことを意味する「抗拒性」の語が使われている。
- ¹⁴ 이발래 「인권법상 소수자 보호체계와 차별심사에 관한 연구」憲法学研究 9巻 1号 343頁。
- ¹⁵ 이발래 前掲「인권법상 소수자 보호체계와 차별심사에 관한 연구」343頁以下。
- ¹⁶ 이발래 前掲「인권법상 소수자 보호체계와 차별심사에 관한 연구」351頁以下。
- ¹⁷ 이발래 前掲「인권법상 소수자 보호체계와 차별심사에 관한 연구」352頁。
- ¹⁸ 韓国では、大韓帝国成立後に「大韓国国制」が作られており、これをもって最初の憲法とみられることもできる。但し、「大韓国国制」は内容的には君主の専制を謳ったものであり、近代立憲主義的な憲法といえるものが成立するのは、臨時政府時代に入ってからであった。
- ¹⁹ 大韓民国臨時憲章および政綱の全文は、金榮秀『韓国憲法史』学文社 2000年 871頁以下に所収されている。
- ²⁰ 拙稿「韓国憲法思想における『近代経験』」社会体制と法（「社会体制と法」研究会）6号 38頁以下、参照。
- ²¹ 李炫熙「大韓民国臨時政府의 指導体制」国史編纂委員会編『韓国史論 10 大韓民国臨時政府』第二版民族文化社 1983年 2頁、等、参照。
- ²² なお、1918年1月8日にアメリカ議会の両院合同会議で発表されたウィルソンの14か条では「自決」に言及されてはいなかった。国際連盟規約草案3条で「自決」という用語が用いられている。この原則が精緻化されるのは、ウィルソンよりもむしろのちの学者によってであった（ダウ・ローネン（浦野信夫・起央隆司訳）『自決とは何か — ナショナリズムからエスニック紛争へ』刀水書房 1988年 49頁以下（原著は、Dav Ronen, *The Quest for Self-Determination*, 1988 Yale University Press）、参照）。
- ²³ ローネン前掲『自決とは何か』50頁以下、参照。
- ²⁴ ローネン前掲『自決とは何か』51頁。
- ²⁵ ローネンの民族自治に関する考え方について、丸山敬一『民族自決権の意義と限界』有信堂 高文社 2003年 12頁以下、参照。
- ²⁶ 丸山前掲『民族自決権の意義と限界』13頁、参照。
- ²⁷ 姜萬吉編（太田修・庵途由香訳）『朝鮮民族解放運動の歴史 — 平和的統一への模索』法政大学出版社 2005年 121頁以下、参照。
- ²⁸ 姜萬吉編前掲『朝鮮民族解放運動の歴史』100頁、参照。
- ²⁹ 姜萬吉編前掲『朝鮮民族解放運動の歴史』218頁、参照。
- ³⁰ 趙素昂と三均主義については、洪善憲『趙素昂思想—三均主義의 定立과 理論体系』太極出版社 1975年、三均主義研究会が発行している『三均主義研究論集』中の各論文等、また拙稿「韓国初期憲法思想と社会民主主義」法学研究（慶應義塾大学）78巻 5号 215頁以下、等、参照。
- ³¹ 1910年代に、趙素昂はかれの結成した韓国独立党の党義を発表した。党義の内容は、

- (1) われらは五千年独立自主してきた国家を異族日本に奪われ
- (2) 今、政治の蹂躪と経済の破滅と文化の抹殺の下で死滅に直面し
- (3) 民族的に自存を得ることができず、世界的に共栄を図る由がないので
- (4) ここに本党は革命的手段をもって
- (5) 仇敵日本のすべての侵奪勢力を撲滅し
- (6) 国土と主権を完全に回復 (=光復) し
- (7) 政治・経済・教育の均等を基礎とする新民主国を建設して
- (8) 内には国民各個の均等生活を確保し外には族と族・国と国の平等を実現し
- (9) ひいては世界一家の進路へ向かうものである

というものであった(趙素昂「韓国独立党党義研究方法」三均学会編『素昂先生文集』上巻 煥불사 1979年 196頁以下。なおここで記した党義各文節の前の括弧内の数字は、同稿のなかの記載に従ったものである)。

³²趙素昂前掲「韓国独立党党義研究方法」199頁以下。

³³三均学会の発行する『三均主義研究論集』各巻の冒頭に所収のものを参照。

³⁴大韓民国建国綱領「第1章 総綱」の6(金榮秀前掲『韓国憲法史』894頁以下に所収)。

³⁵趙素昂「韓国独立党 党義解釈」三均学会編前掲『素昂先生文集』上巻 217頁以下。

³⁶趙素昂前掲「韓国独立党 党義解釈」215頁。

³⁷趙素昂前掲「韓国独立党 党義解釈」216頁以下。

³⁸趙素昂前掲「韓国独立党 党義解釈」217頁。

³⁹この点について、拙稿前掲「韓国初期憲法思想と社会民主主義」215頁以下、参照。

⁴⁰第一回国会速記録第17号(大韓民国国会『制憲国会速記録』1巻先人文化社1999年所収) 209頁。兪鎮午の思想と当時の民主主義の捉え方については、拙稿「韓国憲法思想の淵源—第一共和国憲法制定における兪鎮午の民主主義観を中心に—」青丘学術論集 20集 181頁以下、参照。

⁴¹オットー・パウアー(丸山敬一ほか訳)『民族問題と社会民主主義』御茶ノ水書房2001年 267頁(原典は、Otto Bauer, Nationalitätenfrage und die Sozialdemokratie, Wien 1924)。丸山敬一前掲『民族自決権の意義と限界』69頁、参照。

⁴²丸山敬一前掲『民族自決権の意義と限界』69頁。但し、ここでは「他のところではいざ知らず、民族政策論を展開している部分では」という限定が付けられている。

⁴³以上の書き方は、社会主義と社会民主主義とを同列に論じることはできないとの批判を招くかもしれない。しかし、パウアーの社会民主主義はそもそもフェビアン主義などと比べ、かなり社会主義に近い路線であった。

⁴⁴金仲燮(高正子訳)『衡平運動』解放出版社2003年 17頁。白丁に関して、池川英勝「朝鮮衡平運動の展開過程とその歴史的 성격」西順蔵・小島晋治編『増補 アジアの差別問題』(世界差別問題叢書6)明石書店1993年 3頁以下、井上富貴「朝鮮・賤民『白丁』の系譜」磯村英編『増補 現代世界の差別問題』(世界差別問題叢書4)明石書店1992年 11頁以下、等、参照。

⁴⁵金仲燮前掲『衡平運動』106頁以下、参照。

⁴⁶拙稿前掲「韓国憲法思想における『近代経験』」45頁、参照。

⁴⁷이발래 「인권법상 소수자 보호체계와 차별심사에 관한 연구」
憲法学研究(韓国憲法学会) 9巻1号(2003) 355頁。

⁴⁸이발래 前掲「인권법상 소수자 보호체계와 차별심사에 관한 연구」355頁以下。

⁴⁹이발래 前掲「인권법상 소수자 보호체계와 차별심사에 관한 연구」357頁以下。

⁵⁰權寧高前掲「少数者 權利保護의 法的基礎」13頁は、1960年代から国際法の次元で少数

者の権利保護の問題について目覚ましい発展がみられるとして、国家間の努力も重要であるとはしつつも、「現実的には、少数者の権利侵害は国内の日常的な生活の中で起こる側面がより重要であるといえなくないであろう」と述べ⁵⁰、国内法的側面から少数者概念を整理しようとする。

⁵¹ なお、以下のものを列挙したのち、権寧高自身は、これらのなかでも少数者保護の主要領域として、同性愛者、障害者、外国人労働者を挙げ、分析している。

⁵² この点、後述の李準一も、「少数者たちがおかれている問題状況の本質は根本的に差別にある」としている（이준일 「소수자의 기본권」 인권과 정의 328号（2003）150頁）。

⁵³ 浦部法穂との対談「憲法学を問う マイノリティの人権」法学セミナー554号44頁。

⁵⁴ 権寧高前掲「少数者 権利保護의 法的基礎」13頁。

⁵⁵ 国際法学者安京煥も、アメリカ法を中心に少数者保護を検討した論文のなかで、少数者は「時代と状況の変化に従いその社会の多数となる可能性をもっているが故に憲法が保障する諸価値の保障を受けなければならない」と、ほぼ同様の見解を示している（안경환 「소수자 보호를 위한 법리」 법과 사회 2号（1990）115頁）。

⁵⁶ 이준일 「소수자 (minority) 와 평등원칙」 憲法研究（韓国憲法学会）8巻4号（2002）220頁。

⁵⁷ 李準一は、前掲「소수자의 기본권」139頁以下でも、「民主主義を共同体構成員たちの互いに異なる政治的主張や立場が終わることなく論戦するなかで、みなが同意することができる合意に到達する過程と手続と理解するとき、多数者関係の変換可能性は大変重要な意味をもつ」として少数者概念が民主主義において有する意味の重要性に言及している。

⁵⁸ G.イエリネク（森英樹・篠原巖訳）『少数者の権利』日本評論社1989年49頁（原典は、Georg Jellinek, Das Recht der Minoritäten, Vortrag gehalten in der Juristischen Gesellschaft zu Wien, Wien 1898. Georg Jellinek, Ausgewählten Schriften und Reden, Neudrucksausgabe, Aalen 1970に所収）。

⁵⁹ 前掲「憲法学を問う マイノリティの人権」45頁。

⁶⁰ 前掲「憲法学を問う マイノリティの人権」45頁。なお、論点はやや異なるが、김준형 「한국정치에서 대의제위기와 소수자문제」 사회연구 4号 192頁以下が、一人の者がある側面では多数者に他の側面では少数者に分類されること、権力が変われば少数者の地位も変わりうることなどに言及して、少数者概念の相対的性格、動的性格に触れて、少数者問題の本質にとって最も重要な要素は権力の問題だとしている。

⁶¹ 前掲「憲法学を問う マイノリティの人権」45頁。

⁶² 浦部法穂は「マイノリティ」という集団を権利主体とする考え方は、「個人を主体とする従来の人権論とは、ある種の緊張関係をもつ」とし（前掲「憲法学を問う マイノリティの人権」42頁以下）、樋口陽一は、「マイノリティの権利」を国連人権規約B規約27条の意味に限定した上で、「マイノリティと人民の間の潜在的な対立、つぎに、マイノリティと個人との潜在的な対立一。古典的な憲法学にとっての鍵概念とされてきた主権=人民、そして人権=個人の双方に対し、論理上の緊張関係にあるのが、マイノリティの権利保障の、基本的な問題性です」と述べ、マイノリティの権利はその保障目的が『種族的、宗教的、言語的』な諸文化の多元的並存・維持そのものにあるとも「それぞれの個人の、自己開花の最大の可能性、すなわち、彼自身にとっての『よき生』の最大限の追求」にあるとも考えることができ、かつこの両者は衝突することがありうると指摘する（樋口陽一前掲「マイノリティの憲法上の権利」95頁、また同『憲法と国家』岩波新書1999年98頁、113頁以下、参照）。

⁶³ 窪誠「市民的及び政治的権利に関する国際規約第二七条と少数者の定義（一）～（二・完）」法学論叢（京都大学）128巻1号23頁以下、同129巻1号91頁以下、等、国際人権規約B規約27条の制定に至る議論については、ほかに同「市民的及び政治的権利に関する国際規約第二七条 マイノリティの保護に関する国家報告」院生論集（京都大学大学院法学研究科）17巻85頁以下、大竹秀樹「少数者の保護について—第二七条の起草過程を中心として—（一）～（二・完）」同志

社法学（同志社大学）35 卷 4 号 113 頁以下、同 5 号 169 頁以下、池島美穂「市民的及び政治的権利に関する国際規約第二七条における少数者保護について」成城法学（成城大学）37 卷 109 頁以下、参照。

⁶⁴ 窪誠前掲「マイノリティと国際法」181 頁、芹田健太郎編訳『国際人権規約草案註解』有信堂 1981 年 41 頁、参照。

⁶⁵ 江原由美子『自己決定権とジェンダー』（岩波セミナーブックス）

⁶⁶ 憲法上でも 1972 年 10 月 17 日の非常措置で、「祖国の平和と統一」が掲げられ（朴大統領による非常措置声明の内容は、金榮秀前掲『韓国憲法史』1027 頁以下に所収）、第 5 共和国、第 6 共和国憲法前文にも受け継がれている。

⁶⁷ 例えば、江橋崇は、マイノリティの権利が論じられるようになって、「条文別人権論」から「主体別人権論」へのパラダイム転換が起こったと論じ、これを新しい憲法論の展開として評価している（江橋崇「マイノリティーの人権」ジュリスト 1192 号 64 頁以下）。但し、ここでもマイノリティの権利は、あくまで個人の人権を強化する道具立てと捉えられているように思われる。

20. ときには市民の代表、ときにはマイノリティ ——日本映画のなかの娼婦と芸者*

筑波大学大学院 人文社会科学部 文芸・言語専攻 教授 今泉容子

体を売る女は、映画にしばしば登場する。自分の肉体を商売の基にする女たちが、このエッセイの主人公である。肉体を売るプロとして、二種類の女たちを考察することになるが、それは娼婦と芸者である。男とセックスすることを金銭に変える女たちである。

一九五六年に施行された売春防止法の影響を受けて、娼婦のありかたは大きく変化した。映画にはどのような変化の姿が見られるだろうか。また芸者は、今日までつづく映画の流れのなかで、どのように描かれてきただろうか。芸者といえば、富士山と並んで日本の象徴のひとつと言われもし、映画史初期の一八九九年につくられた日本初の記録映画『芸者の手踊り』のテーマとなりもした存在である。

ときとして芸者は、踊りや三味線などの芸を披露することができるため、娼婦とは異なるという指摘がなされるが、厳密に言えばたしかにそうだ。芸者は見習いの段階で芸事ができるように仕込まれ、娼婦にはない側面をもっている。しかし、そうした芸を習得した見習い芸者（すなわち「舞妓」）が一人前の「芸者」になるにはイニシエーション儀式が必要であり、それが「水揚げ」なのである。つまり、旦那をとることであり、男とセックスすることである。芸者とは、芸事ができる娼婦であり、娼婦とおなじように体を売り物にして生きる女であり、必然的にセックスと結びついている。一九五〇年代の映画『祇園囃子』で登場人物のひとりが芸者について述べるように、「近ごろは昔と違って、芸のほうのことは、だれもやかましい言いはらへん」のであれば、芸者と娼婦の境界線はますます薄れるのである。

娼婦や芸者が自分たちの肉体を男に提供せざるをえない社会状況が、しばしば映画によって告発される。娼婦映画や芸者映画は、市民社会が抱える歪みを告発しやすい。とくに戦後の日本人の苦しい生活は、女を娼婦に変えることがあった。一九五〇年代の日本映画は、そうした娼婦を悲惨な生活を送る市民たちの代表としてとらえる傾向にあった。木下恵介監督の『日本の悲劇』は、日本人の代表者として娼婦を選んだうえで、娼婦の悲劇を描いた作品であった。市民の代表としての娼婦は、やがて時代の流れとともに、異なった表象を与えられていく。平均的日本人が豊かな中産階級となったとされる一九八〇年代には、娼婦はふつうの市民像からずれたマイノリティとして映画に登場している。

このエッセイは一九三〇年代から今日までの日本映画における彼女たちの変貌をたどっていきたい。そのさい、戦後の日米の接近によって生まれた東西の出会いムードのなかで、日本の娼婦像・芸者像に影響を与えたアメリカ映画も考察に入れながら、日米の娼婦像・芸者像の違いについても明らかにしたい。

キネマ旬報ベスト・テン一位の芸者映画

芸者映画がキネマ旬報邦画ベスト・テンの一位に輝いたのは、一九三六年。溝口健二監督の『祇園の姉妹』であった。それは辛くて貧しい芸者生活を送る姉妹の物語で、姉妹の対照的な性格が生き生きと描き出されている。

姉の梅吉（梅村蓉子）はひとりの旦那に操をたて、彼が零落すれば自宅に引き取って世話をしやるほどで、「世間になりっぱな顔たてて」「ええ人間になって」生きている。それにたいして、妹のおもちゃ（山田五十鈴）は、世間から「腐ったやっちゃ」と陰口をたたかれるのを承知で、「商売じょうず」にやろうとする。しかし、ふたりとも貧困は増すばかり。姉は世話をしやっただ旦那に捨てられてしまうし、妹は金を取られたと逆上する客の木村に負傷させられてしまう。

ふたりの芸者としての不幸な生活は、映画の最後で妹がふるえる声で吐露する憤りに集約できるだろう。旦那に捨てられた姉が、ぼうぜんとして座りこむ向こう側に、妹はベッドに横たわっている。妹がロングショットからしだいにミディアムショットになるにつれて（図1-4）、憤りの

声は震えてくる。

わてらはいったい、どうしたらええのや。わてらにいったい、どうせよっちゆわはるんや。なんで、わてらをこない、いじめんならんのやろ。なんで、なんで芸子みたいな商売、この世の中にあるんやろ。なんで、なけりゃならんのや。こんなもん、こんな間違うたもん、こんなもん、なかったらええねん。ほんまに、ほんまにこんなもん、なかったらええねん。



図 1



図 2



図 3



図 4

だいじな体を提供する

「金の切れ目が縁の切れ目っちゆうわけか」と迫る男にむかって、きっぱりとこう答える芸者がいる。「まあ、そうどっしやろな。どうせウチら、お金で結ばれた仲どすさかい」。この芸

者は、一九五一年に吉村公三郎監督がつくった『偽れる盛装』の主人公、君蝶キミチヨウ（京マチ子）である。彼女は男客から絞りとれるだけの金をとると、べつの男客に乗り換える。零落した男には見向きもしない。彼女の肉体におぼれて、借金や詐欺をして金策をした男客の数は多く、彼らは身を滅ぼしていく。

たいていの男は、身から出た錆とあきらめて去っていくのだが、山下（菅井一郎）という客はいまでも君蝶につきまとう。大金を使い込んだために会社をクビになった彼は、妻子を食べさせるために、少しばかりの金を貸してくれ、と君蝶にすがりつく。いくら君蝶に「あんたはんも男

はんだっしやる。あんまりみっともないまね、せんといておくれやす」と突っぱねられても、「このとおりや」と頭を下げつづける。この山下が金を持っていたときには、あなたが命といわんばかりの媚びようを見せた君蝶だったから、すこしは同情してくれるだろうと彼が幻想を抱いたとしても、おかしくない。

しかし、その幻想がとうとう破られるときがくる。自分は疎んじられ嫌われていると気づいたとき、山下ははじめて「おまえは薄情なおなごやな」と憎しみをこめて言う。そう言われても、君蝶はへとも思わず、言い返す。

君蝶 ふん、それが男のひとつ覚えのセリフや。女の体をお金で買って、落ち目になったら助けてくれ。ふん。そんな勝手が、どこにあるのどす

山下 おまえに使った金は、二十万や三十万やあらへん

君蝶 こちらかて、だいじな体を提供してまっせ。女房、子どもがあるのに、芸者買ひなんかしはるさかいや。これに懲りて、じっくり反省をおしや

君蝶の言うことは、筋がとおっている。自分の体を資本と考え、セックスをビジネスと定義しているのだ。この映画は売春防止法が施行されるまえの作品であり、そうした君蝶の姿勢は法的にもなっている。売春防止法は一九五六年五月二十四日に「法律一一八号」として制定され、翌一九五七年四月一日から施行された。たとえ、それ以前にGHQの公娼制度廃止の要求を受けて、売春をさせた者を処罰するポツダム命令が出されたにせよ、赤線地帯が黙認されていたので、公娼制度は事実上、存在しつづけていた。だから『偽れる盛装』がつけられた一九五一年には、売春がビジネスとして通用していたのである。

しかし、通用していたからといって、君蝶の態度は道義的にはけっして褒められたものではない、と考える人物たちがいる。君蝶の家族である。君蝶には、同居している母と妹がいる。じつは君蝶の母は、かつては芸者、いまは芸者屋の女将。君蝶はその芸者屋の看板娘である。母は芸者時代に世話になった渡邊という旦那ひとすじに生きてきた女であり、君蝶たち姉妹は渡邊とのあいだの子どもでもある。零落した渡邊が亡きあとも、その息子が金を無心にくると、自分の芸者屋を抵当に入れてでも金を工面してやるほどの人情派である。置いている芸者が病気になると、医療費も負担してやっている。

君蝶の妹も、心やさしい娘で、姉が足蹴にする山下にたいへん同情している。この妹は、芸者という職業にはつかず、役場につとめている。この妹の存在は、しだいに重さを増していき、映画のエンディングで彼女と婚約者が東京へ旅立つところに、希望が託されているとあってよい。このとき、君蝶は例の山下に刺されたため入院中であり、その殺傷事件を契機に「いままでの生活、もうこのへんで、きっぱり清算や」とつぶやいている。妹は姉に「山下さんにいちど面会に行つてあげるといいわ。山科の刑務所にいらっしゃるの」と促すが、その思いやりにも人生の明るい面が暗示されている。もちろん、君蝶が今後、芸者をやめるかどうか、定かではない。しかし、妹の明るさと強さが、この芸者映画の主流の暗さを緩和して、さわやかに終わらせようとしていることは、たしかである。病室の窓から顔をのぞかせて妹と婚約者を送る君蝶と母は、フレームの中央に小さく配置されている。彼女たちがどんどん小さくなるにつれ、カメラ（観客）に向かって力強く前進する妹と婚約者は、しだいに大きくなっていく（図5-8）。比重が姉から妹に移行するところが、視覚的にうまく表現された箇所である。

いい旦那がつくように

『偽れる盛装』はすでに芸者になる修行を終えて、いま芸者として生活を営んでいる人物たちの物語であった。それにたいして、ふつうの娘が芸者になるための修行をする姿を、祇園の芸者たちの複雑な姉妹関係をからめて丹念に描いた映画が、『祇園囃子』である。これは、一九五三年に溝口健二によってつけられた映画である。一九五〇年代前半のそのころ、芸者は映画の重要なテーマとなっただけでなく、流行歌にも登場していた。一九五二年のヒットソングとして、「りんご追分」、「ランプの終列車」、「テネシーワルツ」と並んで、「芸者ワルツ」がヒットしていたのだ。



図5



図6



図8

プロの芸者界に飛び込んできたのは、芸者志望のふつうの十七歳の少女（若尾文子）。若い彼女はミヨエという芸名をつけてもらって、亡き母の友人だった芸者美代春（木暮実千代）の家で芸者になるべく仕込んでもらう。芸者になるプロセスのなかで、旦那をとることがいちばん重要なステップとして、何度も言及される。ミヨエたちの身支度を手伝う髪結いの女は、はじめて座敷に上がる準備をするミヨエに、「ええ旦那はん」を得るように言って聞かせる。

さあ、これから売りもんやさかいに、せいぜいきれいに飾らんなあかん。 (中略) ええ旦那はんがつくように、一生懸命、神さんに信心でもおしや

ミヨエに「旦那」の話をするのは、髪結いの女だけではない。いっしょに芸者修行にはげんで、生け花と茶道の教室に通うクラスメートの少女も、「旦那」を話題にする。

少女 ミヨエちゃん、あんた、旦那とるって、なんのことや知ってる？
 ミヨエ 知らん。どんなことえ？
 少女 ほんとに知らんの？
 ミヨエ うん、ほんまのことは知らん
 少女 お嫁に行くのといっしょや。一人前の女になることやわ

旦那をとることが肉体関係をもつことである、と認識するこの少女は、まもなく六十二歳の男を旦那として、肉体関係をもつことになっている。そして、それが芸者の家に生まれた宿命だ、と考えている。「うちのおかあちゃんかて、舞妓から出て、旦那とって、ええ芸子はんにならしたんや。そういうしきたりになってるのえ。」

『祇園囃子』のなかでは、旦那を取るか取らないか、をめぐって、ミヨエと彼女の保護者になった美代春に、やがて大きな試練が訪れることになる。芸者は旦那を取って、彼の財力によって

養われるはずだが、美代春は例外的な生きかたをしている。旦那をとらずして芸者になったのである。もっとも美代春とて肉体関係は経験していて、セックスを売り物にして生きる女にはちがいない。しかし、特定の男を旦那としてもったことはないのである。呼ばれて座敷に出ては収入を得て、使用人を三、四人置けるほどの力を築いたのである。彼女の生きかたは、祇園の芸者と茶屋を支配下に置く「お母さん」と呼ばれる存在のお君（浪花千栄子）に批判される。「だいたいあんたな、旦那も持たんと、妹引いて出るっていうのは、大きな間違いえ。なにもそんな、ひとりでも無理せんと、どなたかのお世話におなりたら、どうえ。」

芸者の基本的人権

ミヨエはいよいよ旦那をとるときになって、はげしく抵抗する。キスしようとする男の唇を噛み切って出血させ、全治一か月の傷をおわせる。ミヨエが旦那を取る話は、この騒ぎで消えてしまい、すべてを膳立てしたお君を立腹させる。さらに、美代春までが、これまたお君が膳立てした旦那の話を拒んだため、お君はふたりを祇園界からボイコットしてしまう。

座敷に上がれなくなり、生活が苦しくなったとき、美代春はどうとうお君の言うままに、男と肉体関係を結ぶ。つまり、旦那を取ったのである。そして、これまでの貧困がウソのように、男がくれた金銭で、豪華な反物やハンドバッグなどをミヨエのために買って帰る。それを知ったミヨエは、「体売らんと生活できんのやったら、うち、舞妓やめる。ねえちゃんも、芸者やめて」と訴えるが、つらい境遇に涙したあと美代春は、意外な提案をする（図9-10）。



図9



図10

あたしはもうこの生活には慣れきった体やさかい、いまさらどうしようもないけど、あんたの体だけは、きれいに守ってやりたいと思うてんのえ。（中略）きょうから、あんたの、ミヨエちゃんの旦那は、わたしや

これは芸者の社会にあっては、驚くべき発言である。ここには、ミヨエと美代春とのレズビアン的關係の暗示は、まったくない。セックスをミヨエにさせずにすむように、自分が旦那として名乗りをあげようというのである。この決断のあと、美代春とミヨエはもう迷うことなく、並んで仕事に出かけていく（図11-12）。



図11



図12

「ミヨエちゃんの旦那は、わたしや」、という美代春の精一杯の抵抗は、この映画でしばしば言及される基本的人権のテーマとからんでいる。ミヨエが生け花や茶道を習っている教室で、彼女は先生とこんな会話をしている。

先生 憲法が定めた基本的人権によって、あなたがたの自由が保障されているというわけですね
 ミヨエ 先生
 先生 はい
 ミヨエ そしたら、もしお座敷で、お客さんが強引にくどきはったら、基本的人権を無視したことになりまっしゃろ
 先生 理論的には、そうなるわね
 ミヨエ そしたら、憲法違反どっじゃないか
 先生 うん、そういうわけね
 ミヨエ そんなら、したがって、訴えてもええというわけになりますけど、かましまへんか
 先生 かましまへんかって、それ、だれにいつてんのよ
 少女 お茶お花の先生に聞いたかて、あかん。弁護士さんに聞かな、わからへんがな

「基本的人権」の問題が浮上してくるところが、いかにも社会問題をえぐり出す溝口健二監督らしい。この基本的人権を芸者が主張できるかどうか——それが映画から観客に投げかけられた疑問である。

美代春はお君から、男客と肉体関係をもてと迫られたとき、「好きでもないのに、そうかんだんに・・・」と、芸者らしからぬ返事をした。それは、基本的人権という言葉こそ出さないものの、最低限の人権を守りたいという意味がこめられた返事であった。

しかし、お君はこう言い下す。「それはな、お金のある人間の言うことえ。お金もないくせに、なまいきなこと言わんとおき。」つまり、お金がない人間には基本的人権はない、ということである。

お金を数える娼婦

芸者映画では、お金がよくテーマになる。一九五四年の成瀬巳喜男監督の『晩菊』である。芸者だった三人の女が中高年となったいま、どのような生活をしているかが描き出されていく。ふたりは貧乏のままであり、小さな家を共同で借りてほそほそと助け合って暮らしている。それを尻目に、ひとりだけはりっぱな一軒屋を所有し、お手伝いの女の子と白い犬を置いている。このひとは高利貸しになったきん（杉村春子）で、自分に近寄ってくる男は、たとえむかし熱愛した相手でも、自分の金を狙っていると信じている。彼女はきっぱりと言う。「男なんてだれもかれも、みんな女の生き血を吸って生きれるんだもの。」そして、自分の生活信条を「食うか食わ

れるかってのは、男だけのセリフじゃないわ」と表現してみせる。彼女は何かにつけて、お金だけが頼りだ、と発言する。たとえば――

お金さえあれば、身寄りがなくっても、野たれ死になんかすること、ないものね

彼女は一枚一枚、紙幣を数える（図13-14）。その姿は、芸者や元芸者がしばしば見せるもので、さきに見た『偽れる盛装』の売れっ子芸者の君蝶も（図15）、あとで考察する『赤線地帯』の売れっ子芸者のやすみも（図16）、おなじように紙幣を数えている。



図13



図14



図15



図16

母と娘が食い物に

成瀬巳喜男の『晚菊』とおなじ一九五四年に、溝口健二は『噂の女』をつくった。これは溝口が一年前につくった『祇園囃子』につづく芸者映画である。

『噂の女』では、京都島原の遊女たちとその置屋兼茶屋の女将一家が描かれている。女将のひとり娘、雪子（久我美子）は芸者の道は選ばず、東京の音楽学校に通っていたが、婚約者に捨てられて失意の中で京都の実家にもどってきた。その雪子の視点から、「ここへ落ちてくる女のひとの不幸」が観察されていく。

雪子に「この生活、辛いでしょ」と聞かれた芸者のひとは、「そりゃ、あんた、生きていくということは、まあ言うたら、苦しみや」と断言するほどである。また、雪子が「こうするよりほかに、しょうがなかったんでしょ」と尋ねると、「うちら、水飲み百姓の娘どすさかいなあ」と芸者たちは答える。雪子は母の仕事を、「いやな商売ね」と述べ、「こんな商売で儲けたお金で

勉強したかと思うと、とてもたまらないわ)、と自分たち母娘の生きかたを否定する発言までしている。そもそも彼女が婚約者に捨てられたのも、その生きかたのせいだった、と言っている。

わたしが自殺しかけたのも、この商売のためだったんです。その人とは結婚の約束までできていたのよ。わたしの家がけっきょく女の体を売る商売だと知ったら、さっそく離れてしまったんです

芸者や娼婦の置屋のひとり娘が、ふつうの人として暮らす例は、先に考察した『偽れる盛装』やこれから見る『流れる』にも例があるが、この『噂の女』ではその商売が初めて実害をもたらすこととなった。

もっとも、娘だけがひどい目にあったのではない。女将である母（田中絹代）も、じつは倒れて寝込むほどの心の傷を受けるのである。肉体関係をもった若い医者、的場に無心されて、大金を工面する。それは彼が開業するための家を買う資金であり、その家で彼は彼女と夫婦になって暮らすことになっていた。ふたりで候補の家を下見に行ったとき、女将はうっとりとして「わても奥さんといわれて、あんな家に住んだら楽しいやろうなあ」と的場に言っている。しかし、的場は金だけが目当てで、女将と結婚する気はなく、若い娘が目前に現れたので、さっさとそちらに乗り換えてしまう。若い娘とは、奇しくも女将のひとり娘の雪子である。捨てられた母は、傷心のあまり寝込んでしまう。

雪子は母と的場がそのような関係にあることを知らずに、的場と東京で所帯をもつことまで考えたのである。しかし、彼女は母思いで賢明な娘。的場が母の恋人であったことを知るや、彼をきっぱりと拒絶して、寝込んだ母の看病に専念する。そして、働くことができない母のために、「モダン」な「洋装の」女将として置屋を仕切っていく（図17-18）。彼女は芸者たちを、「悲しいことがあっても、負けずに生きて行く」ひとひと、と評価するようになる。この新しい女将を見る限り、芸者にもすこしはいい未来があるかもしれない、と思えるが、肝心な芸者たちは、やはり明るい人生観はもつことができずにいる。映画の最後で、ひとりの芸者がこう総括的な発言をする（図19-20）。

わたらみたいなもん、いつになったら、ないようになるんやろ。あとから、あとから、なんぼでもできてくんねんなあ

せっかくポジティブな芸者観が雪子によって打ち出されても、それは現実の芸者像とは乖離しているのである。

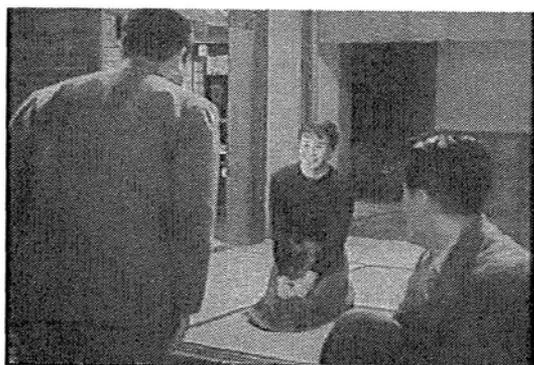


図17

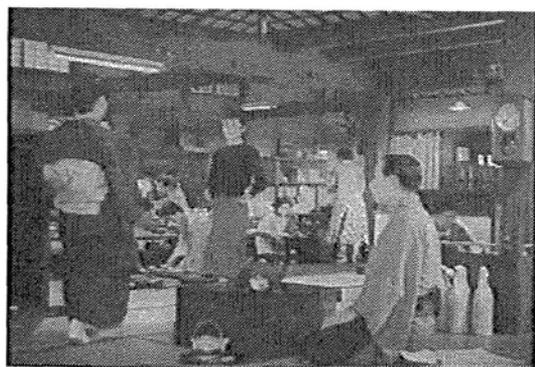


図18

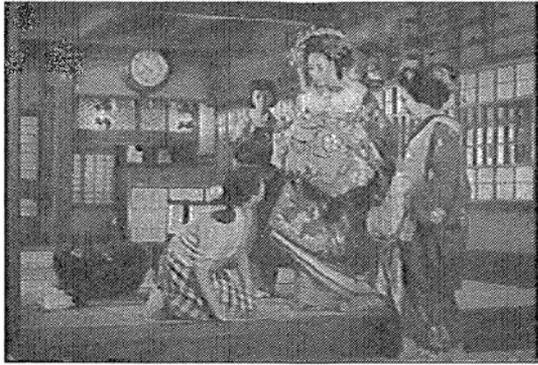


図19



図20

こんなみじめな商売

溝口健二監督は一九五六年に、娼婦をテーマとして『赤線地帯』をつくった。この映画は、ぶきみなピューン、ピューンという金属音ではじまる。売春禁止法が施行される直前の一九五〇年代、東京・吉原にある売春宿「夢の里」が舞台である。ここで働く五人の娼婦のひとりひとりの生活が浮き彫りにされる。五人のうち、だれひとりとして客とのセックスを楽しんでいる者はいない。

五人のうちふたりは、プロポーズされる。しかしどちらの場合も、ロマンスとはほど遠い。より江（町田博子）は売春宿を抜け出して、ゲタ屋の男のもとへ嫁ぐ決心をする。来い、と彼女に言ってくれた男だそう。この男は一度もスクリーンに登場しない。より江はただ、売春業から逃げ出したい一心。「あたし、この商売がつくづくいやになったんだよ」と、彼女はゲタ屋の男のもとへ行く理由を説明する。そして、ふろしき包みひとつで出ていく。ところが、彼女はすぐ売春宿へ戻ってきてしまう。男の家へ到着したその日から、こき使われどおし。けっきょく貧困のどん底にある男の家では、無料の労働力が欲しかっただけとわかったのだ。

より江は結婚によって売春から抜け出そうとしたが、結婚を最初から当てにせず、金だけを頼りに生きている娼婦がいる。やすみ（若尾文子）である。メリヤス問屋の支配人が、彼女にプロポーズする。彼はとうぜん結婚できると信じて、職場から横領してまで大金をやすみに手渡す。しかしやすみには、男と結婚するつもりなど最初からない。彼女は常套手段では金は貯まらないことを知っているのだから、入院費がいくら、兄の見舞に行きたいからいくら、借金の返済にいくら、といったように、ウソをついて、大金を男たちから巻きあげる。彼女は大金を貯めて、自分の店を手に入れたいのである。貯まった紙幣を一枚一枚数えるやすみの姿は、日本映画の娼婦を象徴的に物語る。金だけを頼りとする娼婦。

メリヤス問屋の支配人から大金を絞り取ったあと、やすみは彼を冷たくつき離す。「わたしはね、こんなみじめな商売から足を洗おうと思って、無心しただけよ。」やすみの売春ビジネス論は、『偽れる盛装』の君蝶の場合と同じである。

あんただって商売人なんでしょ。あんたが品物売ってるとおなじように、わたしも体売って生きてるのよ。おなじ取り引きじゃない。少しばかり損したからって、だましたとは何よ。

男は金を返してくれ、と哀願するが、やすみは無視。逆上した男は、彼女の首を絞め、絞殺未遂の事件がおこる（図21-22）。やすみは息を吹き返して、堅気の商売を始めるのに成功するが、そのやすみでも文字どおり命をかけなければ、売春から抜け出せなかったのである。

すべての娼婦に一貫して見られるのは、やすみが指摘するように、売春業は「みじめな商売」だという認識である。だれもがはやく「足を洗おう」と考えている。それをもっとも感動的に表明するのは、娼婦の夫という微妙な立場にいる男である。

ハナエ（小暮実千代）には夫と乳飲み子がいる。夫（丸山修）は不治の病と考えられていた結核におかされて、失業中の身である。妻の娼婦としての収入に頼るしかない。妻が不特定多数の男たちと肉体関係をもつことを、承認しなければならない。彼はふだんは無口で、乳飲み子を背負ったまま、暗がりの売春宿のまえで妻の帰りを待つ。おとなしい彼が、一度だけ熱弁をふるう。より江が結婚するために売春宿を去るとき、ハナエのアパートで送別会を催す。ヨリエの手を取って、ハナエの夫はいう。「あんな所でいつまでも働いている女は、人間のクズだ・・・どんな目にあってもけっして戻ってくるんじゃないよ、二度と戻ってくるんじゃないよ。」彼はどんな気持ちでこう言ったのか。妻を「あんな所」で働かせざるをえない彼は。

まもなく彼は首つり自殺を試みる（図23）。彼は妻に危機一髪で救われるものの、この夫婦の前途には、希望の光は見えない。家賃を滞納したため、ぼろアパートまで追い出される。



図21



図22



図23

日本の悲劇を代弁する娼婦

娼婦のひとり、ゆめ子は五十歳代に見える。この『赤線地帯』がつくられた一九五〇年代半ばの日本女の平均寿命が六十七～八歳（厚生労働省「完全生命表」「簡易生命表」に基づく「主要先進国における平均寿命の推移」「社会実情データ図録」

<http://www2.ttcn.ne.jp/~honkawa/1610html> 二〇〇六年十一月二十三日）であることを考慮すると、人生の終盤まで娼婦として働く女がいることは、驚きである。じつは彼女は、死ぬまで娼婦をつづけるつもりはなかった。夫とは死別したが、彼女には成人した息子がいる。そろそろ引退して息子に養ってもらおう、と考えていたのである。娼婦仲間も、彼女の引退を応援して、もう少しの辛抱だよと励ます。「ユメちゃん、いいわあ。もう息子さん大きくなったしさあ。あと一、二年の辛抱だもんね。」

しかし息子は、母が娼婦であることに我慢ならない。母が、「あんたをりっぱに育てたいばかりに、この年になってこんな情けない商売してるんじゃないか」と説明しても、耳を貸さない。母を避け、とうとう絶縁を申し出る。泣きすぎる母親を、「きたない！」と突き飛ばしさえする（図24-25）。彼女は発狂して、精神病院送りとなる。



図24



図25

ゆめ子の悲惨さは、彼女ひとりのものではない。どの日本映画の娼婦も、ゆめ子のような悲劇にさらされている。一九五三年の『日本の悲劇』（木下恵介監督）がよい例である。タイトルの「日本の悲劇」とは、子どもを養うために娼婦として働いていた母が、子どもに見捨てられ、列車に飛び込み自殺する悲劇のことである。日本社会における数多い悲劇の代表例として、娼婦の悲劇を選んだ木下恵介の洞察力はすぐれている。ふつうの市民として生きる最低の社会保障さえ得られない女が、ゆいいつ選択をゆるされた娼婦という仕事につき、長年苦しみ働いたあげく、成人した我が子に見捨てられ、見殺しにされるという不条理。一九五〇年代の娼婦像が、貧困によって人生を狂わされた戦後の日本市民の姿を代弁する。

『赤線地帯』のなかで、例外的に楽しそうに見えたミッキー（京マチ子）も、じつは悲しい過去をもつ。つぎからつぎへ愛人をつくって放蕩のしほうだいたった父のせいで、母とミッキーたち子どもは泣いて暮らしていた。家を飛び出したミッキーは、父への当てつけのつもりで、彼を見習った自堕落な生活を始め、吉原の女に落ちていった。家名をこれ以上汚さないために、家へ連れもどそうとする父が現れたとき、彼女の憎しみは頂点に達する（図26-27）。家名を守り、ビジネスを繁栄させるためには、ミッキーが娼婦では都合悪いというのだ。さらに、母が急死したこと、父がすぐに再婚したことを知るにいたって、ミッキーはもはや彼を許せなくなる。彼女は彼に、父として聞くに耐えられない言葉を投げつける。せっかく娼館へ来たのだから、娼婦のわたしとセックスしてみないか、わたしを買ってみないか、と。「極道の仕上げになるやな。一生忘れられん味がするで。」



図26

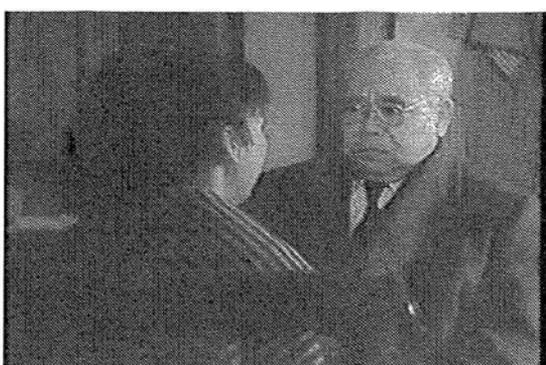


図27

予想どおり、逆上する父。ミッキーは彼にきっぱりという。「うちは帰らへんで。どんなことあっても帰らへん。帰るんやったら、ママんとこ帰る。」母は死んだひとである。母のもとへ帰るとは、死ぬことである。ミッキーの声は、悲愴感をおびている。

ひとを傷つけ、自分も傷つく娼婦たち。死や狂気と隣合わせで生きる彼女たちに、楽しい恋愛気分など入ってくる余地はない。『赤線地帯』でほんとう笑っているのは、娼婦たちを働かせる売春宿「夢の里」の主人である。売春禁止法が四度目も国会で流れたことを、鬼の首でも取ったように自慢して、ますます女たちに商売に精を出すように言い渡しているのである（図28）。



図28

つぶれかけた芸者置屋

溝口健二監督が『赤線地帯』をつくったのと同じ一九五六年に、成瀬巳喜男監督は『流れる』と『妻の心』をつくった。『赤線地帯』が吉原の売春宿「夢の里」を舞台としたのにたいして、

おなじ東京でも大川端に近い花街の芸者置屋「つたの家」を舞台としたのが、『流れる』である。『妻の心』は芸者映画ではないが、妻が夫の芸者遊びにつらい思いをするシーンが出てくるから、妻の立場から見た夫の芸者買いが考察できるだろう。まず、『流れる』を見てみよう。

『赤線地帯』では、「夢の里」の経営者は、住まわせている娼婦たちをセックスさせては大儲けをしていた。しかし『流れる』では、おつた（山田五十鈴）が経営する「つたの家」は零落した置屋であり、置かれている芸者は、映画がはじまった時点で、四人だけ。そのうち二人は、まもなく出て行ってしまふ。残った二人のうち、一人は芸者としては不合格で、電話番しかつとまらない。もう一人の芸者は、三味線をひくことしかできない。かつては「つたの家」で、この土地でも指折りの看板だったそうだが、そのひとり娘、勝代（高峰秀子）が言うように、いまは「具合が悪くなってる芸者屋」なのである。

「つたの家」の「具合が悪くなつた」のは、稼ぎ手がないからである。電話番しかできない芸者、米子（中北千枝子）は、おつたの妹なので置いてもらっている。米子は幼い娘（松山なつ子）を養っているが、その娘の父であり彼女の元旦那である男（加東大介）を、いまだ未練がましく追い回している。元旦那は、こう断言する——「あっしあ、米子とはとくに話つけたつもりなんです。それを、いまさら尋ねまわられたんじゃ、あっしもざまあないんでしてね。」芸者が元旦那を冷たく突き放す例は、『祇園囃子』や『赤線地帯』に出てきたが、ここでは逆で、芸者のほうが旦那に捨てられている。この米子は、芸者としての力不足をじゅうぶん自覚していて、こう姉にいう。「芸者にもなれず、不二子の母親ってところもやっこさ。おまけに親子でこうして転がりこんで」と。芸者失格の妹を置いてやっていることで、おつたのやさしさがわかる。

この芸者置屋には、年ごろの一人娘、勝代がいるのだが、芸者の道を選ばなかったため、いまでも無職のまま。芸者でない点は、『偽れる盛装』の妹とおなじだが、『偽れる盛装』では姉が腕のいい芸者として荒稼ぎしていた。『流れる』にはそういう姉がいないため、初老の母がときどき芸者として座敷に出ている。『偽れる盛装』の母は、娘に「あんたみたいなおばあちゃんが、

お座敷、つとまるかいな。飯炊きばあさんなら、でけるかもしれんけど」と言われたが、そのような初老の女が『流れる』では、けなげに座敷をつとめている（図29-30）。



図29



図30

しかし、この初老の母ひとりの稼ぎでは、生活していけないし、借金もある。とうとう母は、芸者置屋を売って、問題を解決する道を選ぶ。ただし、売った「つたの家」をそのまま芸者置屋として貸してもらおう口約束で、売る契約をしたのである。ところが、買い取った水野女将は、口約束などさっさと破るつもりで、こっそりとこんな計画を立てている。「じつはねえ、おつたさんにいつまで、あそこの家にいてもらってもなんだから、どいてもらって、小料理屋でもはじめようかと思ってるの」。そして、「黙っててね、おつたさんにも、だれにも」、と漏らした相手に口止めする。

この水野女将は、おつたの芸者としての腕を低く評価している。だから、こんな陰口をたたく。「こないだ、ちょっと仕込みっ子を見たけど、ありゃ、ひとりもモノになりそうなの、いないよ。おつたさん、あんなに長いこと芸者をしてて、やっぱり目がいいんだね。」本人に向かっても、「あんた、それで芸者を何十年としてきたひと？」と言って、はばからない。芸者としてのオツタの腕は、水野女将のいうとおりかもしれない。だからこそ「つたの家」は零落したのだろう。おつたの姉も、商売変えをすすめている。「このまんまじゃ、みすみすこの家のつぶれるのを見てなくちゃならないだろう。いっそ、あんた思い切って商売変えしたら、どうなの。」

一人娘も、家の窮状を認識している。「具合が悪くなってる芸者屋で、そこへわたしといたら、稼ぎがなくて、そんなとこへだれが来てくれるかしら」。だれが来るか、というのは、だれが自分と結婚してくれるか、という意味である。彼女は、「結婚なんて夢。それよりもね、どうやって暮らしていこうかってことのほうが、心配よ」、と悲痛な表情で話している（図31-32）。芸者置屋に生まれてきたことで、彼女は結婚をあきらめ、生活苦に押しつぶされそうになっているのである。まもなく、この母娘が家から追い出されることを思うと、痛々しさは深まる。



図31



図32

芸者を買う男

芸者を買う男は、たいてい妻帯者である。つまり、芸者が生きていくためには、不倫が発生するのである。夫が芸者や娼婦と関係することを、煮え湯を飲まされる思いをして耐え忍んだ妻は、数多く映画に登場する。ただし、そうした妻の苦悩が映画の主題となることは少なく、ふとしたきっかけで登場人物の口を突いて出る程度である。たとえば、一九四九年の『破れ太鼓』では、妻が「あなたが熱海の芸者を囲ったときだって、銀座裏の女に引っかけたときだって、あたしはいつも泣き寝入りをしてきました。踏んだり蹴つたりの三十年間・・・」と別居の理由に挙げている。さきに見た『噂の女』にちよいと登場する地位のある男は、芸者と一泊したことを妻に咎められて、「仕事の都合だ、仕事！」とウソで切り抜けようとする。芸者と関係をもってしまう既婚の男は、数知れない。

一九五六年の『妻の心』（成瀬巳喜男監督）でも、そうした夫が登場する。信二（小林正樹）は金をめぐる親族間のもめごとを妻の喜代子（高峰秀子）に押しつけて、「若い芸者」を連れて温泉へ行ってしまう。それを突きとめた妻は、さっそく夫を尋問する。

ひどい人。すぐ帰ってくるからなんて、いいかげんなこと言って。どこへいらしたの。きょう赤城屋で定子さんから、みんな聞きました。お金のことであんないやな思いをしてる最中、自分だけ逃げ出すみたいに。それだってずいぶんひどいと思っていたのに。（中略）自分だけのんびり温泉行っちゃうなんて。芸者を連れて。男なんて勝手なもんだわ。そんなとき、じゃ、いったい女は、どうすればいいんです。女だけじっとがまんしなくちゃならないんですか

まもなく、妻の苦痛はもっと大きくなる。夫がいきなり、こう切り出したからだ（図33-36）。

信二 話があるんだ
喜代子 なんですの
信二 福子がこないだから、いなくなった
喜代子 芸者さん？
信二 うん
喜代子 芸者さんがどうかしたんですか
信二 死んだんだけど、それがねえ・・・
喜代子 そのひとはあなたを好きだったんですね
信二 いやあ
喜代子 あなたはどうだったの。やっぱり、そのひと好きだったの
信二 そんなこと・・・
喜代子 だって、そのひとは死んだんでしょ
信二 しかし・・・
喜代子 いいえ、あなたのために死んでったのね
信二 ちがう、そうじゃないんだ
喜代子 わたしのちっとも知らないうちに、あなた・・・

妻は芸者と夫のことなど「ちっとも知らない」のに、いきなり「福子が」と愛人を名前で呼んで会話を始める夫は、いかにも無神経だ。妻の心の痛みに鈍感である。芸者の死の原因は、たしかにこの夫にはなかつたらしいのだが、それにしても愛人の死をわざわざ妻に話して聞かせるほど間の抜けた夫は、めずらしい存在だろう。なぜ彼が、この芸者の死を妻に話したか、その動機もあいまいのままである。

『妻の心』は妻の視点から夫や芸者が観察されていて、死んでしまった芸者の福子についてはあまり多くの描写がないが、それでも死を選ぶほど不幸な存在だったという推測はできる。やはり、不幸な芸者という伝統ののっとなっているのである。



図33



図34



図35



図36

一九五〇年代のアメリカ映画のキモノ・ガールズ

スクリーンに描かれた芸者や娼婦や遊女は、不幸であるように決定づけられていた。不幸な芸者という伝統は、おなじように芸者をスクリーンに登場させていた一九五〇年代のアメリカの映画では、強調されない。当時、日本にGHQを置いて、多くのアメリカ軍人を日本に送り込んでいたアメリカは、日本との交友を深めるなかで、芸者に注目した。そして、自国の映画のなかに、日本女の典型として芸者を登場させた。

もともと、西洋で十九世紀に広まったジャポニスムあるいは日本趣味のおかげで、日本の文化や芸術や生活を知ろうとする気運が高まったとき、日本女の典型として「芸者」が伝播されてはいた。二十世紀初頭に爆発的な人気を呼んだジャコモ・プッチーニのオペラ『蝶々夫人』は、初演が一九〇四年だったし、その原作となったアメリカの作家ジョン・ロング (John Luther Long) のベストセラー小説『蝶々夫人』(Madam Butterfly)の出版は、一九〇二年だったから、これらもやはり日本趣味という大きな波のなかで生じたものであった。そのとき、日本の女はみな、多かれ少なかれ蝶々夫人のような芸者ガールであり、男を喜ばせるように育てられたため、じつとがまん強く、自分の意思は主張しない、というかつてなファンタジーが定着した。

アメリカ映画が一九五〇年代に日本女を描いたとき、スクリーンに映った彼女たちは、たしかに蝶々夫人だった。そして彼女たちは、日本駐在のアメリカ軍人と恋に落ちるように設定される。彼女たちはキモノを着ていて、ほとんどの場合が芸者であり、「キモノ・ガールズ」(kimono girls)と定義されていた。この呼び名は、一九五五年のサミュエル・フラウ監督の『竹の家』(House of Bamboo)で、山口淑子が演じるマリコたちに与えられている。

その『竹の家』では、アメリカ人の夫を窃盗組織のボスに殺害された日本人の未亡人が、カリフォルニア州から派遣されてきたアメリカ軍の警察官と恋に落ちて、彼のために犯人逮捕に協力

する物語が展開される。この日本女マリコ（山口淑子）は、もともと芸者であったかどうかは不明であるが、映画がはじまってからはアメリカ人エディといっしょに暮らし、彼の世話をかいがいしくする愛人として描かれている。ただし、ふたりのあいだに肉体関係があったかどうかが明確にされていない点が、ほかの一連のアメリカ男と日本女の恋愛をテーマとした映画と異なっている。

マリコは「あなたは彼のキモノですね」(You're his kimono) と言われているが、「キモノ」とは日本人妻あるいは愛人のことである。そうした「キモノ」がいることを、エディは同胞のアメリカ人たちから羨まれる。彼は「とても幸運なやつ」(You're a pretty lucky guy) といわれ、その理由として「きみを世話するキモノがいる」(the kimono like that to nurse you) とされている。「きみとキモノ」(You and the kimono) は竹でできた大きな家に住まうことになり、そこでマリコはじつに心をこめてエディの世話をする。首が痛いというエディをうつ伏せに寝かせて、背中をマッサージしてやるシーンがある（図37-38）。そのとき、いかにも芸者を定義したかのような言葉が、マリコの口から聞かれる。エディが彼女のマッサージのやりかたに感心したとき、彼女はこう述べているのである。

日本では女は子どものころから、男を喜ばせることを教えられているの。(In Japan a woman is taught from childhood to please a man.)

するとエディは、「そりゃ最高の習慣だ」(It's the best custom yet) と喜ぶのだが、それは一九五〇年代の日本にあって、芸者や娼婦などのセックス産業界でしか通用しないことは、日本人のわれわれには明白だ。



図37



図38

アメリカ人と日本の芸者の恋

一九五六年のダニエル・マン監督の『八月十五夜の茶屋』(*The Teahouse of the August Moon*) には、はっきりと芸者と呼ばれる日本女が登場する。日本に駐屯するフィズビー大佐（グレン・フォード）は、日本人たちからプレゼントとして芸者「蓮花／ロトス・ブロッサム」（京マチ子）を、彼の家へ送りこまれる。彼ははじめはこの芸者を敬遠して、彼女がすすめるキモノをきらっていた（図39-40）。やがて彼女の無邪気さとやさしさにほだされ、キモノを進んで身につけるようになる。蓮花といっしょに、お茶を楽しむようになる。ふたりは親密になっていき、通訳者をあいだに介してではあるが、恋のやり取りもするようになる。フィズビーが配置換えになりアメリカへもどることが決まると、芸者はいっしょにアメリカに行きたがる。しかし、それが現実的ではないことを悟ると、悲しみの別れとなる。この芸者は京マチ子によって演じられているが、日本映画で存分に発揮された存在感が出されていない。彼女にひとことも英語をしゃべらせなかった点も、どこか不自然なぎこちなさを強める結果となった。



図39



図40

日本の芸者に惚れたアメリカ人は、彼女のまえでは洋装をやめて、キモノを着るようになる傾向がある。彼がキモノを着ることの意味は、日本社会・文化を受け入れたということであるが、日本の女と親密な関係になったということも含まれている。それは、一九五七年のジョシュア・ローガン監督の『サヨナラ』(Sayonara)にもあてはまる。

ここでは、日本語と英語をともに流暢に繰る日系二世の高美似子が、アメリカ軍人と恋に落ちる歌劇団の花形スターの役を熱演している。この歌劇団員の名はハナオギ。彼女はいまでこそ歌劇団員だが、一家の貧困を救うために、父によって吉原に売られたという過去がある。彼女はロイドにこう告白している。「わたしの父はとても貧しかったから、ひとりの娘を売って、ほかの子どもたちを救わなければならなかった。吉原から男がやって来た。わたしが長女だったから、父はわたしを行かせたの。」吉原では、体を売るまえに親友の父が賠償金を払って救ってくれたそうだが、真偽のほどはわからない。

彼女の言動は、しばしば芸者のそれを思わせる。ロイドが接近してきたとき、「もしあなたが望むなら、わたしはあなたを愛します」、と唐突に言って、彼をあつけにとらせているし、いつも彼が楽しい思いをするように心がけているからだ。ロイドが「女の子たちをここへ呼んだりして」遊ぶというとき、嫉妬してもおかしくないのに、平然と「よかったわ」と答える彼女は、ほんとうに彼の喜びが自分の喜びといった表情で話している(図41-42)。

ハナオギ 夕方のあいだ、ずっと何をしているの？

ロイド 何をするかって？ ビールを飲んだり、ビスケットを食べたり、女の子たちをここへ呼んだりして、楽しむつもりだよ

ハナオギ よかったわ。寂しい思いをしてほしくないから



図42

ふたりは頻りにキスを交わし、時間のゆるすかぎりいっしょに時を過ごしている。ロイドはもちろんキモノを着ている。ハナオギは不幸にはならず、ロイドと結婚することになって、映画は幕を閉じる。芸者（芸者になろうとしていた女）は不幸ではないのだ。彼女の代わりに不幸になるのは、ふつうの日本女である。アメリカ軍人と男女の仲になって、結婚までしたふつうの女が、非業の死を遂げる。軍の規則によって日本人妻はアメリカ本土への入国を禁じられたため、夫のアメリカ本土への配置換えによって、別れるしかなくなる。このふたりは、引き裂かれるよりも、無理心中を選ぶのである。ベッドのうえで自殺し果てた男女は、日本的な発想を表象する。この悲劇が芸者ではないふつうの女の身に降りかかった点は、日本映画との発想の違いとして注目できる。

この時期のアメリカでつくられたもうひとつの芸者映画を見てみよう。一九五八年のジョン・ヒューストン監督の『黒船』(The Barbarian and the Geisha)である。これは、日本でよく知られている唐人お吉とハリスの物語。これまでに考察した『八月十五夜の茶屋』と『サヨナラ』に見られたように、ここでもアメリカ人ハリスは、キモノを着るようになる。ハリスの世話をするオキチはすっかり彼に惚れられて、つぎのようにプロポーズされている(図43-44)。

ハリス 条約が締結されたら、ぼくはアメリカへ帰らなければならない。きみも知っているとおりで
 オキチ はい
 ハリス でも、ほんの少しのあいだだ。ぼくはもどってくる、きみのところへだ。お吉。そのあと、ぼくたちはけっして離れ離れにならないんだ



図43



図44

こうしたキモノを着たアメリカ男と、彼と深い関係になる日本女は、きまったパターンの行動をする。それは、日本女がかいがかいしくアメリカ男の世話をする、というパターンである。オキチもハリスに惚れているからこそ、そうした世話を喜んでしている。ただし、この映画ではオキチはスパイであり、定められた日時に暗殺者をハリスの寝床へ導く使命をおびている。はからずもハリスに恋してしまったオキチは、みずから暗殺者の剣を受けて死に果てるのである。

貧困にあえぎ、生活苦のために芸者となって、悲しい人生を送る、という日本映画の定番は、アメリカ映画には見られない。アメリカ映画が描く日本の芸者は、恋に生き、ロマンスを花咲かせようとする。『サヨナラ』のように成功する女もいれば、『黒船』のように恋した男のために死を選ぶ女もいる。いずれも、恋愛がテーマとなっている。貧困ではない。

日本といえば芸者、芸者といえば楽しいロマンスれという伝統は、アメリカ映画にずっと継承されている。一九八九年の日本を舞台にした『黒い雨』(リドリー・スコット監督)で、仕事のために日本へ行くことになったアメリカ人警官は、出発のまえに同僚からこういわれるのである。「芸者とでも遊んで、気晴らししてこい」。

芸者ガール、たくさん

一九五〇年代には、アメリカ映画に日本の芸者が登場したように、逆に日本映画にはアメリカ男が登場した。日本のスクリーンに映し出されたアメリカの男たちは、日本女を目の前にすると、きまって「芸者ガール」と叫んで、近づこうとする。

一九五六年の渡辺邦男監督の『はりきり社長』で、自転車をつくる会社の取引先であるアメリカ会社から、社長の弟ジョージが訪ねてくる。ジョージは日本会社の社長室に入るや、そこに半裸の姿の（ブラジャーと半透明のボディースーツだけ着けた）キャンペーンガールがいるのに目をつけて、さっそく英語でまくしたてる。

いやあ、これは！ この美女はだれですか。紹介してくださいよ。[女にむかって]はじめまして。[社長にむかって]この美女を紹介してくださいよ。[女の手を握って]こんにちは。[社長にむかって]仕事は順調ですか。[手を差し出す社長の手を払いのけて]ちがう、ちがう。彼女は美しいですね。美しい目で、美しい体だ



図45



図46

こう忙しくしゃべるあいだに、いちど日本女の手を握ることに成功している(図45-46)。つづく商談で、日本の商品である自転車の性能を試すために、その自転車に乗ってサイクリングに出かけよう、「あの美女もいっしょに」と、ジョージは提案する。しかし社長は英語がぜんぜん理解できない。必死になって会社の自転車の性能をアピールしようとして、チンプンカンプンな日本語をしゃべりはじめる始末。ジョージは英語の通じない社長を無視して、通訳の日本女に「彼に話してくれ、彼は理解できてないから」と頼む。すると、通訳の女は、アメリカ人が提案したサイクリングを、日本語で社長に話してやる。「製品をテストする意味で、すてきなミス・サイクルのお嬢さんがたといっしょに小旅行したいと思います、いかがですか。」

この提案にたいする社長の返事が、たいそう的外れであるが、それは当時の日本が抱いていたアメリカ人ステレオタイプをよく表すものだった。社長はわかったぞ、とばかりに、こう返事したのだ。「ああ、芸者ガール、たくさん」。アメリカ人が欲しているのは、芸者をたくさん呼び集めることだ、と信じ込んだのである。ここで注意したいのは、アメリカ男が何かを要求しているらしいとき、芸者ガールを欲しているにちがいない、と思いつく日本側の推測である。「アメリカの男には日本の芸者ガール」、という組み合わせは、アメリカ映画が定着させたパターンであった。それを『はりきり社長』はパロディ化したのだ。

一九六二年の『ニッポン無責任野郎』(古沢憲吾監督)でも、アメリカ男が登場する。日本でジャズ演奏を生業としているのだが、主人公の日本男が金儲けの話をもちかけて、カモとなるビジネスマンたちとパーでニセ商談にのぞむときのこと。パーのホステスが「はじめまして」と英語であいさつをすると、「あなたはとてもチャーミングですね」と言って、彼女の体に両手をまわす(図47)。べつの席でも、料亭の女将が酒をつぎに来ると、「おお、芸者ガール、すばらしい」と言って、彼女の体に手をまわす(図48)。アメリカ男には芸者ガール、というアメリカ映画のパターンが、日本映画でも皮肉っぽく用いられているのである。



図47



図48

女房と愛人のちがい

貧困にあえぎ生活苦しむ芸者像は、たしかに一九五〇年代の日本映画に特徴的だったが、その終わりごろになるとアメリカの芸者映画が提示した恋愛テーマを、芸者の表象に用いる映画が日本でも見られるようになった。一九五七年、市川崑は芸者映画の傑作『日本橋』をつくったが、そこでは芸者は恋愛ゆえに悲しい運命をたどることになる。芸者が悲しく、不幸であるという日本の伝統はゆるぎないが、そこに貧困だけでなく、恋愛（悲恋）が加わってきたのである。

日本橋界隈で人気絶頂の美貌の芸者ふたりは、出発点では貧困であったことが暗示されるが、いまでは暮らし向きもいい。気の強いお孝（淡島千景）は、芸者九人を抱える「稲葉家」を経営し、自らも腕のいい芸者として旦那を取っかえ引っかえ、かなり派手な暮らしぶり。ただし、思いやりのある性格で、抱えている芸者や使用人の面倒をよくみて、慕われている。もうひとりの芸者、清葉（山本富士子）は、お孝とは対照的で、老いた母とふたりで「滝の家」にひっそりと暮らし、ひとりの旦那に操をたてながら、座敷にあがっている。この芸者の性格もたいへんよく、やさしさまで加わる。

この芸者ふたりは、金があるわけでもなく、ハンサムというわけでもない男、葛木にどういふわけか同時に恋してしまう。そこから、ふたりの不幸がはじまる。彼は地位はある独身の医学者で、大学に研究室をもっている。彼は幼いころ、自分の学費のために芸者として身を売り、行方不明になっている姉をさがしている。あるとき彼は、姉が形見に残した京人形そっくりの清葉の姿を見て以来、五年ものあいだ「小遣いをためて、半月に一度、三月に一度、あなた[清葉]に会いに来た」という。

ある日、座敷で清葉と差し向かいの彼は、彼女に結婚を申し込む。しかし、彼女には特定の旦那がついているため、「芸者でも操をたてねばなりません」と、律儀を通すため、泣く泣く断る。この帰り道、彼女は地蔵を参る。「なんで清葉が、縁結びの地蔵に詣でるだい？」とつぶやく登場人物がいるほど。帰宅した清葉は、老いた母に「芸者になんか、なるんじゃなかった」とつぶやく。母は後悔して、「いまの旦那に、嫌がるおまえを押しつけたのも、あたし」と、暗く沈みこむが、思い切って提案する――「切りたいんなら、お切れよ。」しかし、清葉の旦那への忠誠心はかたく、旦那と縁を切ることはとてもできない。彼女はきっぱりと言う。

だからわたしは、ひとりで帰ってきたんです。お地蔵さまにお参りして、そのかたのお心とだけ、縁を結んで帰ってきたんです

愛する男ができて、旦那がいるために、自分の幸福は追求できない芸者がここにいる。清葉もつらいが、老母もつらい。「すまないと思ってるよ」と、娘にわびる。芸者の不幸は、もはや金ではなく、悲恋なのである。

大胆な行動をとるのは、お孝である。目の前に出現した桂木に惚れた彼女は、彼に積極的にせまり、自分が所有する「稲葉家」で肉体関係をもつ。これまで肉体関係をもってきた旦那には、「嫌になったらそれっきり」と言い渡してきたお孝だという。しかし、桂木だけは特別である。お孝をしつこく追い回す赤沼という零落した男との会話で、それが明らかになる。

赤沼 おらと桂木と違うだかい。おらと出来たとき、嫌になったらそれっきりだよ、とおめえは念を押した。あの男には、そうでねえのかい。念は押さなかつただかい
お孝 あたりまえだよ

お孝はさらに、「桂木先生はわたしの命より大事なお人なんだ」と強調する。そのお孝に、元旦那である赤沼は、くいついて離れない。「頼むだ。頼むだから、一晩でいいだ。これっきりになってもいいだから、おめえのそばで寝かせてくれ。」この男は、汚い体にうじ虫をわかせて、じつに醜い。お孝と並ぶと、美女と野獣だ。それでもお孝は、さきに考察した君蝶（『偽れる盛装』）ややすみ（『赤線地帯』）のように、相手の男を軽蔑してののしるようなことはしない。逆に、芸者としての自分を卑しめて、芸者なんかにかかわるのをやめなさい、と諭すのである。「あたしはただの芸者だよ。金で買われる芸者だよ。そんな者のまえに男が頭を下げて、おまえさんのお母さんがもし見たら、なんと思うだ。情けないと思わないのかい。」

お孝の桂木にたいする惚れかたは、ひととおりではない。「色」でも何でもいいから、桂木とつながってたいのである。桂木ひとすじのお孝のようすが、つぎのふたりのやり取りから伝わってくる（図49-50）。

桂木 わたしはおまえに謝らねばならぬことが、あるんだ。わたしは赤沼と言ひ合をしたとき、おまえのことを芸者だと思っている、といてしまった
お孝 わたしは芸者ですもの
桂木 わたしの色だと言ってしまった。赤沼とおなじように、お孝はわたしの女房だとは、ひと口も言えなかつた
お孝 先生、わたしがいつ、あなたのおかみさんにしてくださいって言いました。色でたくさんよ。（中略）たとえ清葉さんが先生の心のなかでおかみさんであろうと、あたしはかまわない。清葉さんが女房で、わたしが色でもいい。先生、わたしを、わたしを捨てないで



図49



図50

桂木が姉をさがす巡礼の旅に出ると、お孝はしだいに精神が不安定になり、とうとう狂ってしまう。稲葉家を性悪の叔母に乗っ取られて、廃人のように暮らしているところへ、桂木が巡礼の旅から戻ってくる。彼を見ると、一瞬正気に返るお孝だが、自分が狂気のなかで犯した殺人を自覚すると、毒をあおって桂木の腕のなかで死ぬ。あの威勢がよかつたお孝でさえ、非業の死を遂げるさまが切ない。

桂木は死んだお孝を腕に抱えながら、その場にいわせた清葉に、「お孝はわたしくの女房で

した」と告げる。それを聞いた清葉は、涙ながらに「お孝さんにあやかりたかった・・・」とつぶやくのだが(図5 1-5 2)、いまでも桂木を愛している清葉も、その悲恋ゆえに不幸である。



図51



図52

芸者が奥さんになれない理由

一九六〇年代になると、芸者は貧困と悲恋の双方と結びつく存在として定着する。貧困ゆえに芸者になった、という貧困のテーマは、まだ強い。しかしそれ以上に、恋愛のテーマも描かれるのである。

芸者と陸軍の若い有望軍人が、八年もの長い恋を大切に育んだ例が、木下恵介監督の長編映画の名作『香華』に描かれている。この名作は、有吉佐和子の原作『香華』を映画化したもので、男たらしで浪費家の母、郁代(乙羽信子)と誠実で努力家の娘、朋子(岡田茉莉子)の五十余年に渡る愛憎の軸に、それぞれの女が恋した男たちが交差される。母娘は、美貌という共通点のほか、何から何まで正反対である。とくに、男との関係において、ふたりの違いはきわだつ。母の郁代が、つぎつぎに男を取り替えながら、あちこち放浪するのにたいして、娘の朋子は芸者時代に取ったひとりの旦那をのぞいて、ただひとりの男だけを愛し抜くのである。

朋子は幼くして父を亡くしたあと、母に見捨てられる。母は朋子を残して、再婚してしまうからである。やがて母は、金欲しさに、朋子を引き取るかに見せかけ、芸者の卵として静岡の遊廓に売り飛ばしてしまう。がまん強い朋子は、芸者となるべく一生懸命に修行をつんで、十七歳のとき、地位も財力もある神波(こうなみ)伯爵(宇佐美淳也)を旦那として、赤坂にて小牡丹という名前の芸者として売り出す。江崎という若い陸軍士官学校生と知り合ったのは、売り出して間もないころ。真面目なふたりは、二年の交際ののちに、婚約したのだった。

もちろん江崎は、朋子に旦那がいることを承知している。そして、いずれ芸者をやめてほしいという意向を、朋子に伝えている。朋子は芸者をやめる一歩として、旅館のおかみになって新生活をスタートさせた。ただ、旅館は旦那からもらったものであり、旦那との縁は切れていない。その縁も、結婚の前に旦那に懇願して、きっぱりと切る計画を、朋子は立てていた。旅館を放棄する覚悟も、できていた。こうして、つらい幼少時代を送った芸者小牡丹こと朋子に、やっと幸福な人生の幕開けが訪れる、という予感が映画の中盤で広がる。

ところが、思いがけない事態が出現する。江崎が前触れもなく、とつぜん訪ねてきたシーン。女中が朋子を呼び止め、江崎の来訪を告げる。そのとき、女中は言いにくそうに口ごもりながら、こう伝える。「江崎さまがちょっと(中略)、いつもと、なんですか、ご様子が違うみたいで・・・」これが、不幸のはじまりで、いつもと違う江崎から、婚約破棄を申し渡されるのである。

悲痛な婚約破棄のシーンは、江崎のけわしい横顔のクローズアップからはじまる。やがてカメラは江崎と朋子をおなじフレーム内におさめるが、必死で相手を食い入るように見つめる朋子にたいして、江崎はあいかわらず視線を彼女からそらしている(図5 3-5 4)。このふたりのショットがつづくあいだ、江崎が朋子と結婚できなくなった理由が明かされていく。ここで大切なのは、芸者であることが結婚の障害ではない、と強調される点である。

江崎 ぼくの家が、きみのほう、興信所で調べてしまったんだ。すまない。だが、動機はたんなる身元調べのつもりだった。芸者であることも承知だし、芸者にパトロンがあることも、田舎の人間はそれなりの納得はする。ぼくがきみとの約束をがんばりとおしたので、親は親なりに折れて、身元調べをしたのは譲歩だったのだ。芸者と結婚した者は、同期生のなかにもいたし、先輩にも多い(略)

朋子 わたしは、ただ芸者をやめれば、あなたの奥さんになれるもんだ、とばかり思っていました。それで、いっしょうけんめい・・・

江崎 知ってる、朋子

江崎は(元)芸者と結婚することには、ためらいがない。陸軍の同級生にも先輩にも「芸者と結婚した者」が多いことを述べている。彼は、朋子のことを愛しこそすれ、何も悪く思っていないのである。婚約破棄の原因は、ほかにあった。

江崎 だが、伏兵に六年も気づかなかったとは、ぼくも迂闊だったんだ

朋子 なんのことですか

江崎 さっきも言ったとおりだ。言いたくない

朋子 言ってください

江崎 言わない・・・ ただ、ぼくにも親があるように、きみにも母親がいたというだけのことだ

朋子 おかあさんのことなんですか、そうなんですか

江崎 言いたくない

朋子 そうなんですか・・・



図53



図54

江崎ひとすじの朋子が、彼に捨てられるようになったのは、母郁代のせいだった。郁代は最初こそふつうの結婚をしたものの、まもなく男から男へわたり歩く娼婦となった。郁代は新しいタイプの娼婦である。貧困から娼婦になったのではなく、根っから男好きで、奔放に男道楽をやっているうちに、娼婦になったのである。気が向けば、結婚もするから、何度も結婚をくり返すことになる。江崎のように潔白な人間から見れば、郁代は墮落した女であり、人間の恥である。そうした墮落女と親戚の縁でつながるのは、江崎には耐えられない。「言いたくない」と言いながら、結局は母親のせいで婚約破棄だということを、遠まわしに言ったのである。江崎とおなじく潔白で、母の生活を許しがたく思っている朋子は、「きみにも母親がいた」という江崎の言葉ですべてを悟った。「おかあさんのことなんですか、そうなんですか」とつぶやき、もういちど「そうなんですか・・・」と念を押したとき、それまで江崎を直視していた彼女は、視線をそらしてうなだれる(図55-58)。



図55



図56



図57



図58

お母さんがわたしの分まで結婚した

自分の幸福の障害となった母を、それでも朋子は、自分の旅館に住まわせて、文字通り衣食住の面倒を見てやっている。しかし、そんな母がまたつぎの男を見つけて、結婚すると言い出したとき、母のせいで江崎と結婚できなかった朋子の口惜しさが、せきを切ったように噴出する。朋子が母にぶつける言葉には、独創的な考えが見られる。おかあさんが何回も結婚するから、娘のわたしは一回も結婚できない、おかあさんが娘の分まで結婚してしまった、という考えである。

朋子 結婚を何回したら、気がすむんです。娘のわたしは、おかあさんがいるために結婚できなかったというのに

郁代 それ、なんのことや

(中略)

朋子 おかあさん、江崎さんと結婚しようと思って、何年も何年も思いをかけてがんばってきたのに、軍人の女房に芸者はなれても、女郎の娘ではなれないからって、断られたんですよ。わたしが神波の御前の妾になったのも、芸者から足を洗うためだったんです。将来の独り立ちのために、わたしには仕方のないことだったんです。だけど、わたしが芸者になり、妾になりしてきたのも、もとを正せば、おかあさん、あなたのせいだったんです。おかあさんが須永の家において、わたしのおとうさんとの結婚だけをちゃんと守っていてくれたら、わたしはこんなことになりやしなかったんですよ。おかあさんが何回も何回も結婚するもんだから、わたし、一回だって結婚することができなかった。おかあさんがわたしの分まで結

婚して、それでわたしは、ふつうの娘の幸せなんか、知ることができなかつたんです。きちんと式を挙げたり、入籍したり、そんなこと、わたし一回もなかつた。親のほうは何べんも結婚するもんだから……

母が娘の分まで結婚した、という言葉には、自分が手に入れるはずだった結婚を犠牲にして、母の浮かれた男狂いの生活が成り立っている、という認識が見られる。じっさい、まだ江崎と婚約中だった朋子のもとへ、母は当たり前のような顔をして現われ、朋子が切り盛りする旅館に転がり込んで、そこを拠点に新しい男をつかんでいるのだから。朋子が手に入れるはずだった結婚を、母が代わりに手に入れてしまった、といってもいい母娘関係なのである。

いちどは幸福な結婚生活をつかむことができるかに思われた朋子は、努力家の彼女の意志でもどうにもならない実母との縁のせいで、絶望的な人生を送る羽目になる。それでも母を見捨てず、死ぬまで面倒をみることになる。機転がきく朋子は、何が起こっても、きっと立ち直る。戦争で旅館が全壊しても、焼け野原に新しい旅館を再建する。

しかし、朋子がただひとつ、一生の悔いを残すことになったのは、江崎との悲恋。江崎がほかの女と結婚して、大きな子どもが三人もいるのに、いまだに江崎を深く愛しつづける朋子。彼が戦犯収容所に入れられ、絞首刑が決まったときは、なんとか彼に一目会いたいと、許可を得るため役所に通いつづけるし、江崎の刑が死罪からすこしでも軽くなるように、神仏にすがって数多くの御札を集めてまわる。係りの役人もとうとう根負けして、家族以外には与えない許可を、朋子に与える。あなたも並大抵じゃありませんでしたねえ」と感心しながら。彼女は江崎に「お久しゅうございます」というだけがやっと。彼の家族の手前、すぐに立ち去ったのだが、どれほどの痛みにも心を引き裂かれていたことか。

好きで娼婦になった新タイプの娼婦

朋子と対照的なのが、母の郁代。ふつうの結婚にとどまることもできたのに、みずから好んで芸者になり、娼婦になった。彼女は自分の境遇を悲しむことは、ない。好きでなった芸者であり娼婦である。娼婦をやめてから、「つまらん」と言い、娼婦時代を振り返って「男さんを選び好みができる自由があったあのころは、なにが辛うても、しあわせやった」と回想するほどである。

「またどうとでも、つぎの男さんができるわいな」というのが、彼女の生活のモットーである。つぎからつぎへと男をつくって、楽しんで暮らすのが、理想の生活なのである。四十八歳になった娘に、「まだまだ女の盛りや」と言い、「まだまだ男さんには不自由はせん」とうらやましが。六十五歳になっても、この母はアメリカ人を見て好色な心をうずかせる。「銀座はようけ人が出ているえ。きれいな男さんがいるわ。ほんまに感心するわ。鼻が高こうて、口元の形のええこと。茶色い目もええもんやな」。彼女の話題は、色恋ばかり。花を見ても、「あのミツマタの花が咲くと、恋人に巡り会えるいうて、なかなか粋で縁起のいい花なんやえ」。

彼女は男との関係を楽しみ、最後の夫に愛されたまま死んでいく。最後の夫は彼女の骨を欲しがり、自分の故郷へ持ち帰るといふ。娘の朋子が一生にただ一度、愛するひとと結婚したいと望んでも実現できなかったのに、母はひょいひょいと何度でも結婚してしまったのである。

朋子の母は娼婦であったが、男好きな性格のためにそうなったのであり、生活苦ゆえではなかつた。その点で、彼女は日本映画にはめずらしいタイプの娼婦といえる。もっとも、彼女はただ、男遍歴のはげしいわがままなお嬢様ともいえる一面がある。彼女はもともと、小地主須永家の一人娘であつて、「いとはん」と呼ばれる存在だったからだ。

『香華』はユニークな芸者映画である。旧来の伝統的な芸者のイメージを娘が表象し、セックスを楽しんで男から男へ渡り歩く新たな娼婦像を母が担う。ひとつの映画のなかに、ふたつの相反する娼婦・芸者像を描き出した点において、この映画は娼婦・芸者の映画として、新しい側面を切り開いて見せたものといえよう。

日活ロマンポルノの芸者

一九七一年十一月に第一作を封切った日活ロマンポルノは、その三カ月前に休止した日活が、新たな路線として打ち出したものだった。セックスがかならず描かれなければならない映画に、芸者や娼婦はかっこうの素材だった。神代辰巳監督の『四畳半襖の裏張り』（一九七三年）は、信介という男をめぐる芸者たちのセックスを描いたものである。ときは大正中期、ところは東京山の手の花街。

信介が旦那となって、芸者置屋をやらせている芸者、花枝（絵沢萌子）は、彼の子を身ごもったという。しかし彼はいま、べつの芸者に夢中で、花枝とは手を切ろうとしている。それを察して、花枝はいう、「どうせ泥水稼業、おもちゃにされるのは、あたりまえのこと」（図59）。このあと、彼女のショットにつぎの字幕がかぶさってくる（図60）。

この女も貧民窟の生れ
十五、六になれば
芸者になるか女工になるか
二つに一つ、
おきまりに芸者に
売られて女奴隷



図59

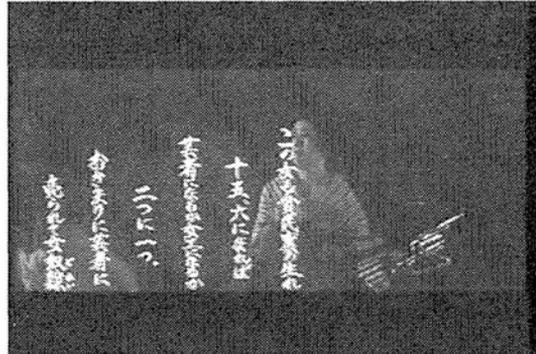


図60

「貧民窟」、「奴隷」という言葉からわかるように、芸者を貧困と結びつけ、人権を剥奪された存在とみなしている。これは日本映画において伝統的といえる芸者の描きかたである。しかし、この芸者はマイナーな存在。信介は彼女と手を切るとき、全裸で鴨居にぶら下がり、彼女をあきれさせる（図61）。

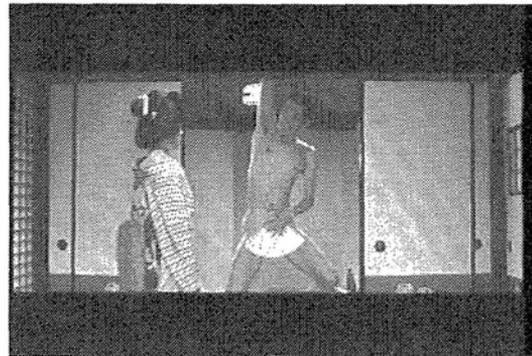


図61

主役となるのは、信介がいま熱をあげている芸者、袖子（宮下順子）である。彼女の描写には、貧乏とか奴隷といった言葉は出てこない。彼女は信介と簡単に結婚できてしまう。ふたりが連れ立って歩くようすは、ふつうの夫婦である（図62-63）。『香華』で芸者、小牡丹が江崎と八年もつき合っ、婚約までしながら、結婚できなかったのとは、大きな違いだ。袖子は結婚したあとでも、夫との関係を金銭で割り切って考える。さっぱりしたものだ。

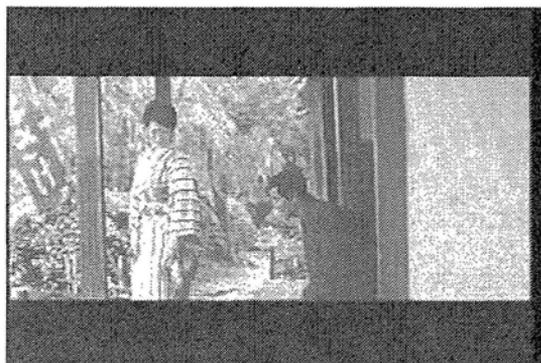


図62



図63

夫がほかの女と肉体関係をもつのを、袖子は黙認し、「いただくものをいただけば・・・わたしは、商売ですもの」と、平然としている。もっとも、夫が彼女のほかにもうひとりの女を加えて、女ふたりとセックスしたいと言いついたときは、呆れはするが、「女二人とねえ、そのうちに今度は、三人と寝たいって言い出すんでしょうね」と、言いつける。そして、「どこまで行き着くんですか、旦那。でも、最後はどうせ地獄ってとこね」とつぶやく。ちょうどタイミングよく、「行きつく先は色地獄」という字幕が出る（図64）。芸者は貧乏でもなければ、不幸でもない。色恋（いろこい）の側面が、強く意識された存在となる。

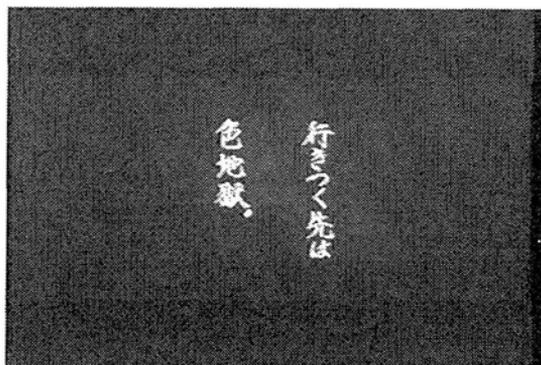


図64

『四畳半襖の裏張り』は日活ロマンポルノの作品という事情もあって、芸者のセクシュアルな面が強調されるが、さきに考察した『香華』の新タイプの娼婦と合わせて考えると、貧困や不幸を強調した一九五〇年代の芸者像とは、たしかに異なったものが見えていることがわかる。

寅さんが出会った芸者

おなじ一九七〇年代に、日活ロマンポルノとは正反対のカラッと陽気な人間関係を描いた映画シリーズが、好調にヒットをとばしていた。それは、一九六九年に第一作がつくられ、一九九五

年までつづいたロングランの『男はつらいよ』である。その第十七作目の『男はつらいよ 寅次郎夕焼け小焼け』（一九七六年）に、芸者がマドンナとして登場する。車寅次郎（渥美清）が兵庫県の竜野で会うのは、明るく気さくな芸者、ぼたん（太地喜和子）。しばらくして、彼女は東京の柴又にある寅次郎の家をたずねる。たまたま寅次郎は旅まわりの的屋（てきや）の仕事からもどっていたので、あたたかい再会をはたす。

ぼたんは身の上を話す、やはり貧乏だったようだ。寅次郎の妹、さくら（倍賞千恵子）が「ご両親は？」と聞いたのにたいして、こう答えるからである。「わたしが中学のとき死にましてん。それで芸者になってしもうたん。」金を稼ぐために、ぼたんは芸者になり、稼いだ金で弟と妹の生活や学業を支えてきたという。

しかし、一九五〇年代までの不幸な芸者像は、もはや見られない。寅次郎の隣家で小さな印刷工場を営んでいるタコ社長（太宰久雄）の無邪気さは、芸者を田舎者には縁のない垢抜けた存在にする。彼は工場で働かせている貧しい従業員たちに小宴会を開いてやっているが、ぼたんに顔を出してくれと頼みに来る。「みんな田舎もんだろ。芸者さん見たことねえんだよ。ちょっと来てくれないかな、頼む。」それを聞いて、ぼたんは寅次郎をともなって笑顔で出かけていき、やがて「みなさん、おそろいで」という彼女の明るい声と従業員たちの歓声が聞こえてくる。

翌日になると、ぼたんが東京に来たほんとうに理由が明かされる。ここで彼女が金銭のトラブルに巻き込まれていることがわかるが、それは貧乏というより、持てる者が大金をだまし取られたというほうが適している。

さくら どうしたの、疲れたような顔して
ぼたん 一日中、あっちゃこっちゃ歩きまわって、ちょっとしんどうて、あーあ、真っ黒になってしもた
寅次郎 なんだ、あっちゃこっちゃって、どこ行ってたの
ぼたん お金のこと
寅次郎 なあんだ、おまえ、困ってるんだったら、はやく言えよ。いくらだ
ぼたん 二百万円
さくら そんなに借りて、どうするの
ぼたん 借りるんやないの、ひとに貸したん。二年ほどまえにな、ええ儲け話があるいうて、お客さんにいわれて、つい貸してしもたら、それきりになってしもて。そのひとが東京にいるということがわかって、少しでも返してもらおういうて、やって来たんや。

二百万円という大金を、男客にあっさりどだまし取られたぼたんは、寅次郎の家の電話を借りて、居場所を突き止めたばかりの相手に返金してくれと交渉する。二百万円を取った男は「一文無し」だから返せないの一点張りだが、じつは豪華なマンションに住み、バーや料理店をいくつも所有し、ゴルフに出かける優雅な生活を送っていることを、ぼたんは突き止めたのだった。ぼたんは電話口で、つい声を荒立てる。「うそや、うそ。あんた、そういって、わたしをだまして。一文無しがなんでゴルフなんか、できるんですか。」それを、寅次郎たちはじっと黙って聞いている。

やがてぼたんは、寅次郎たちに悪人のことを話しはじめる。「幽霊会社つくって、おおぜいのひとからお金集めて、その会社倒産させて、ドロンしたわけ。あたしアホやから、会社がつぶれて貧乏してるんなら、しかたがないと思うてたけど、ぜんぜんそうやないの。きょう行ったところかて、上野の大きいキャバレーやし、そのほかにもバーとか中華料理店もってて、そいでいて会社がつぶれたから一文無しや、言うの。」この男は口も達者とみえて、大金を失ったのはぼたんの過失だとして、こう冷たく言い放つ。「あんたがわたしを信用して金を出した。それが間違いだとしか、言いようがないねえ。」

こうして芸者ぼたんは、泣き寝入りをするようになる。しかし、ここに悲愴感はない。たしかに悔しさはあるが、寅次郎がぼたんに同情して、「てめえは、でかい家に住んでだ、ゴルフかなんかやりやがって。それでも金は返さない。こんな筋のとおらない話って、あるか」とまくしたて、ついには「おれは行くぜ」「ぼたん、きっと仇はとってやるからな」と勢よく飛び出して

いく。それを見たぼたんは、うれし涙を流し、こう告白する（図65-68）。

わたし、しあわせや。いま、とっもしあわせ。もう二百万円なんか、いらん。わたし、生まれてはじめてや、男のひとのあんな気持ち知ったの



図65



図66



図67



図68

寅次郎は難問をひょいと解決してしまう頼もしさをもっている。彼はたまたま面倒を見てやった日本画の第一人者、池ノ内青観（宇野重吉）に、「ちよろちよろっと」絵を描いてほしいと頼みにいく。じつは、ぼたんを知り合うまえに、寅次郎はこの画家が無銭飲食で捕まるところを救ってやり、家に泊めてやったのである。画家がお礼として、「ちよろちよろっと」メモ帳のような紙切れに描いてくれた絵が、七万円もの高値で売れたため、きちんと色紙に描いた絵なら二百万円で売れるだろう、と見込んでの頼みである。その画家の絵を芸者ぼたんに贈呈しようという計画である。画家は寅さんの頼みをきいてくれて、ぼたんに届けられた絵は、寅次郎の予想どおり、二百万円の値がついたのである。しかし、ぼたんはこの絵を手放さない。大切な宝物として、ずっと持ちつづける決心をする。芸者はもはや貧乏ではないのである。

あと半年の命

芸者は貧乏ではなくなった。一九八〇年代の芸者は、ますます恋愛の側面が強調されるようになっていく。それも、セックスの結びつきというよりも、純愛が強調されるのである。

一九八五年の『夢千代日記』の夢千代（吉永小百合）は、芸者であるだけでなく、広島原爆被害者による白血病発症者でもある。彼女は透き通るように美しく描かれ、情熱的な純愛をまっとうする。彼女の命が短ければ短いほど、内に秘めた情熱ははげしく燃え上がる。

映画は彼女が病院で診察を受け、「白血病」のために余命が「あと半年」であることを知ってしまうシーンではじまる。ここでは彼女は「永井左千子」という名前のふつうの人であり、まだ芸者であることは明かされていない。また、貧乏でもない。彼女が医者に提出された2つの持参品は、「被爆者健康手帳」と彼女自身の日記であるが、日記には体調が毎日欠かさずに記されている。

彼女の苦悩のすべては、「あと半年」しか生きられないという残酷な運命から発しているが、それは芸者であるから生じた運命ではない。夢千代はふつうの人として描かれるのである。ただし、重い病気にかかった人として。

いよいよ命の灯が消えるというとき、彼女は大胆な行動に出る。それは、病院であと半年の命という宣告を受けた帰り道に偶然出会って一目惚れした男と、肉体的に結ばれること。男は宗方といって、一座とともに地方から地方へと回っている旅役者。そして、父を殺した殺人犯でもある。十五年近くも警察から逃亡していて、まもなく時効をむかえようとしている。男も夢千代に一目惚れして、相思相愛なのではあるが、まもなく時効をむかえる彼は用心深くなって、人前から姿をくらませる。しかし、夢千代は執念で彼の居場所を突き止める。そして、とうとう再会をはたし、こう告げる。「会って言いたいことが、あったんです。でないと、間に合わないかも……」。「言いたいこと」とは、もちろん「あなたが好きです」という告白。そして、彼女はそれを言う。

夢千代 宗方さん、あなたが好きです

宗方 ぼくは、しかし、そう言うてもらう資格、ありません

夢千代 わたしはもう、わずかな命しかありません、ひと月も生きる自信がない、わたしこそ、ひとを好きになる資格がないんです、でも、あなたが好きです、好きなんです、抱いて、抱いてください

宗方 いけない、こんなひどい熱が……

夢千代 あなたの、あなたの命がほしい。わたしの体のなかに、あなたの命をください。
(ああ、このひとの命をもらっても、わたしはもう、その命を育てられない、育てる時間がない)

夢千代が新しい命の誕生にこだわりを見せているのは、かつて妊娠したとき、その子を墮ろししてしまった経験が罪意識として残っているからである。

ふたりが結ばれたあと、宗方は高熱にうなされる夢千代を、家へ送り届け決心をする。彼は夢千代のおかげで、卑怯な逃亡生活をやめて、人間として生きる道を選ぶ決意ができた、という。宗方を警察の手に渡したくない夢千代は、「やめてください、あなたは捕まってしまう」と訴えるが、宗方はあくまで夢千代を家に送っていく。そして、彼女から最後の言葉、「嬉しかった、会えて」を聞いたあと、逮捕され連行されていく。

夢千代の最後のシーンにも、彼女が芸者であることを想起されるものはない。むしろ、原爆被害者であることが強調されている。不気味な原爆の赤いビジョンが映し出され(図69-70)、夢千代はうなされるように、「まっか、まっか、ピカが、ピカが、落ちた」とつぶやくからだ。



図69

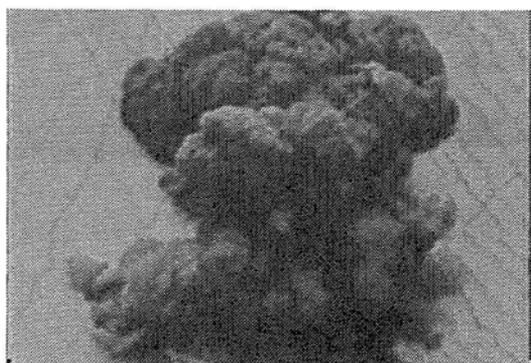


図70

この映画はオープニングとエンディングに、夢千代が生まれてまもなく浴びた原爆を、きのご雲の赤いビジョンとして映し出しているが、エンディングにおいてこの赤のビジョンは宗方が夢想する白いビジョンに取って代わられる（図71-72）。ハラハラと舞う桜吹雪のなか、華麗に舞う夢千代の姿がずっとつづく。これは宗方が夢想する夢千代の姿であり、彼女をずっとおびえさせていた赤い原爆のビジョンを打ち消す力として、機能している。宗方は夢千代から恐怖の赤いビジョンを消し去ってやり、愛と美の白いビジョンを与えてやったのだ。

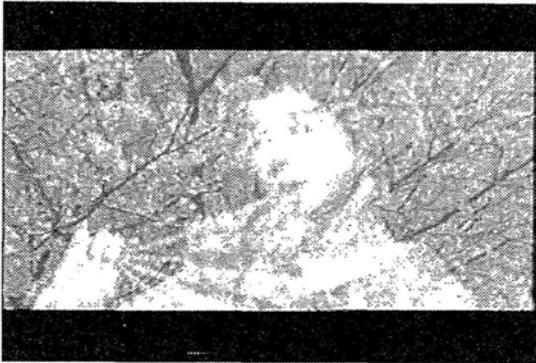


図71

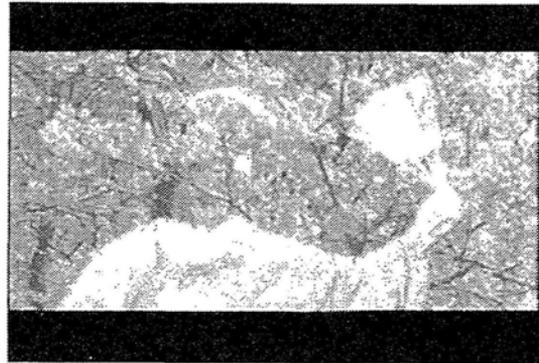


図72

不幸にはならない芸者たち

芸者というより、原爆被害者という描かれかたをされた夢千代だったが、この映画にはほかに五人の芸者が主要人物として出てくる。夢千代が女将をつとめる芸者置屋に暮らす芸者たちである。

いちばん若い小夢（斉藤絵里）は、近所のひとに「どうせ小夢ちゃんも、だれぞに水揚げしてもらうんだし。だったら、ああいう先生が・・・」とあって、高齢の著名画伯を紹介される。女将である夢千代は、まだ幼さが残る小夢が大祖父ほど年が離れた画伯と肉体関係をもつのに乗り気ではなく、「芸者は旦那さんをもたにやいけん、とかぎっとらんし」と意見を出す。おおかあさん、うち、お願いします」と決断する小夢は、「うち、お金がほしいんです」、と告げる。両親が死んでおり、彼女しか弟に学資を送る人がいないことが、やがて明らかにされる。これはたしかに、旧来の芸者像である。小夢は貧困のため高齢の画伯とのセックスを承諾した、というだけでは、不幸な芸者のままだが、この画伯がまもなく死ぬと、老妻がたずねてきて感謝する点、小夢を不幸な芸者で終わらせない要素である。しかも老妻は、好きなように夫の最後を迎えさせてくれたことを感謝して、金銭と画伯の絵を置いていく。ひとから感謝される芸者は、一九五〇年代までの芸者映画では、あまり強調されなかった。

兎（名取裕子）という芸者は、好きな旦那、木浦（前田吟）がいて、彼と月に一度会っている。彼とのあいだに子をもうける計画までたてている。ただし、それは子どもを産むことができない彼の妻に代わって、木浦家に子をつくってやるためである。木浦はきっぱりと申し渡している。「おまえのこと、嫁はんにはでけへんのやで」。兎はそれを承知で、木浦に頼まれるがまま、子づくりに励む。自分の体を金で貸しているわけであるが、『四畳半襖の裏張り』の袖子とおなじく、淡々と描かれている。彼女は不幸ではない。木浦の妻に向かっても、あっさりした態度をとる。

うち、頼まれて子ども産むだけです。生まれたら、さっさと連れて帰ってもらって、か

まいません。うち、歌も踊りもへたで、それで、子ども産むんです。踊るのといっしょと思ってください。

もうひとりの芸者、紅（田中好子）は、たまたま出会ったスキー指導員（渡辺裕之）に惚れて、彼にプレゼントするための高級車を買う。金はいくらでも、思いどおりになるのだ。スキー指導員に「あんたのこと、好き」と告白し、いっしょに時を過ごしたが、彼は「ぼくには女房がいる」と言って、逃げていってしまう。このあと、彼女は入水自殺をしようとするが、ここで死んでしまったのでは、旧来の不幸な芸者で終わってしまう。一九六〇年代以降の芸者は、そう簡単には死なない。紅は助けられ、生きることの尊さを習得するのである。

年増の芸者、菊奴（樹木希林）は口では、「うちら芸者は陰の存在。おもてへ出たら、あかんだが」と述べているが、彼女の存在感は大きく、行く先々で笑いをふりまきながら、自身も楽しく生きている。演じている樹木希林の持ち味が出て、いとも愉快的な芸者である。

ふつうの女の子が芸者に

一九八七年につくられた『BU・SU』（市川準監督）では、ふつうの女の子が性格を変えるために芸者の修行を受けることになり、芸者とふつうの人の境界線は薄くなっていく。主人公の森下麦子（富田靖子）は父をもたず、母を憎しみの気持ちでしか見ていなかった。暗い性格を直すためという目的で、叔母が女将をやっている芸者置屋に暮らすこととなり、芸者修行を受けはじめる。こうした設定自体、一九五〇年代の貧困のためにいやいや体を売る、という芸者像からいかにかけ離れたかを物語る。彼女はふつうの街をふつうに歩く女の子として登場する（図73-74）。



図73



図74

森下は鈴女（すずめ）という芸者名をもらって、訓練を受けるうちに、性格が明るくなっていく。芸者はきびしい訓練を提供するきっかけであるため、あえて芸者である必要はないわけだ。ほかの職人でも、何でもよいのである。

座敷の客のひとりが、「だいたい水揚げできるような女性なんて、いまどきいるわけないんだよ」と発言するが、それも芸者という存在が変化したことの証明となる。セックスを経験したことがない体を、高い値段で旦那に売る、という芸者のしきたりは、もう現代では通用しないことを、この客は認識している。

見られる肉体

一九九〇年代になると、芸者の変化だけでなく、娼婦の様相も大きく変わっていることがわかる。売春宿や街娼婦は、とうぜん存在しない。村上龍の原作を本人が監督した『トパーズ TO

PAZ』（一九九一年）では、電話が娼婦と客を結ぶ役割をつとめ、コールガールによる出張サービスが行われる。今日ではインターネットの出会い系サイトというところだろうが、村上龍の世界では、電話が活躍する。

小さなマンションで、若い女たちが客からの電話を待つ。どこで会うか、何時間でいくら支払うか、どんな種類のセックスをするかが、事前に電話で取り決められる。マンションに出社しなくても、携帯電話の前身といえる留守番電話やポケットベルで連絡を取って、彼女たちは動く。

主人公の娼婦アイ（二階堂ミホ）は無表情。自分のことを「何の才能もない人間」と定義するが、ほんとうにそう信じているようだ。アイは明るく楽しい雰囲気は漂わせはしない。いつも静かで暗い。ちょうど、『BU・SU』の森下麦子のようである。

『トパーズ TOPAZ』では最初から最後まで、アイの肉体（裸であろうと、服を着ていようと）がさまざまな角度から撮られる。最初のショットが、いきなりアイのおびえた顔のクローズアップである。彼女に目隠しと口隠しがはめられ、ドラッグが注射される。やがて目隠しがはずされ、口隠しもはずされると、固定されたままの顔がおびえながらも、恍惚の形相であらわになる（図75-76）。

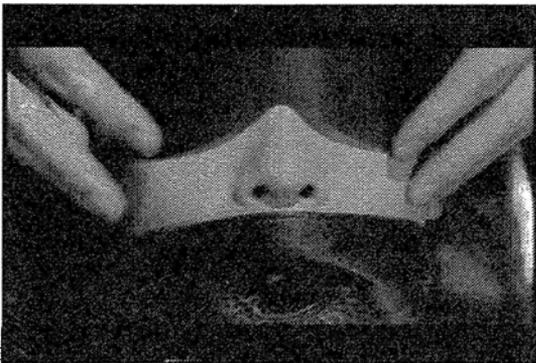


図75



図76

客の視線にさらされるアイの肉体。それがもっとも顕著なのは、新宿の高層ビルの一室で客の指示どおりに尻振りをするシーンである。アイの尻をカメラがクローズアップでとらえる。大きなガラス窓に張りついたかっこうで、その尻をゆっくり、ねっとり左右に動かすアイ（図77-78）。彼女の肉体は、客の視線にさらされるだけでなく、新宿の不特定多数の視線にもさらされる。さらに、映画の観客の視線にも。彼女の肉体は重層にも目を楽しませるため、商品化されている。



図77



図78

人間の体の形がさまざまに映し出されるのを見る快樂が、この映画によって与えられる。こうした娼婦映画は、一九五〇年代には不可能だった。

アイは一度だけ、見られる側ではなく見る側になる。契約の仕事を終えたあと、サキ（天野小夜子）という女客の自宅へ招待されたときである。そこでふたりの女は、食事や歌や踊りに興じるが、歌うのも踊るのもサキである。アイははじめて見る側になって、サキの躍動する肉体をじっと見つめる。画面を占領して、両手をひろげて踊るサキ。アイは画面の端に、あきらかに脇役として置かれる（図79-80）。そのアイは、魅せられたようにサキに視線をそそぐ。『トパーズ』でこのときだけ、アイは心から笑って楽しいときを過ごす。

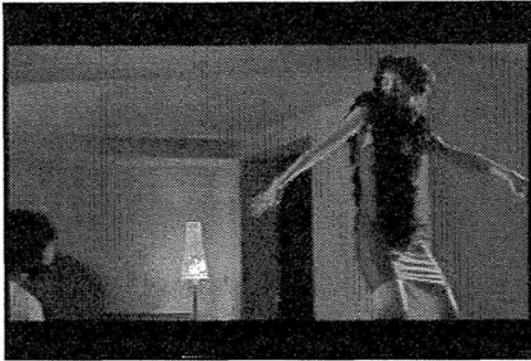


図79



図80

進化したい娼婦

アイは売春業について、ひと言もコメントしないが、アイが心をゆるしたサキは、意見を述べている。サキはじつは何人かの富豪の男だけを相手にする高級娼婦である。彼女はいう。「わたしはそういうひとたち〔大金をもつ男たち〕からお金をふんだくって生きてきたの。正しい生きかただと思ってるわ」。こう発言するサキは、一九五〇年代の映画で自分の体を売ることを正しいビジネスだ、と宣言した芸者と同じである。ただ、両者のちがいは、一九五〇年代の芸者がその稼業をつづけるしか生きる道がなかったのにたいして、一九九〇年代の娼婦はふつうの人とおなじように向上心を持ち、こう述べる点である。「わたしも進化したいの。まったくちがう所で生きていけるようになりたいの」。サキはけっして現状に満足しているわけではないのだ。サキの告白が、現代の娼婦の気持ちを代表しているだろう。彼女たちは、「進化したい」と思っているのだ。「ちがう所で生きていけるようになりたい」、と思っている。

アイも「進化」するために、占い師にどうしたらよいかを尋ねる。また、須藤という男にもういちど会おうとする。須藤がアイの客のひとりだったか、どのように知り合ったか、いっさいわからない。須藤は三度登場するが、いずれも現実の生身の彼ではない。最初はスナップ写真。須藤とアイが写っている。アイはこの写真を大切にもち歩いている。二度目は、テレビに映った須藤。ある番組でインタビューを受けている。最後は、アイの幻想のなかに立つ須藤。アイが幻想を見たのは、サキからもらった「勇気の出るお薬」という錠剤を飲んだため。これは麻薬だったらしいが、サキを信頼するアイは何の疑いも抱かずに飲んでしまう。ふらふらしながら、須藤の自宅に闖入しようとしたため、警察に逮捕されそうになる。このあと、須藤のすがたを幻想のなかで見るのだ。

ここにいたって、アイは現実から遊離した虚構の世界に足を入れる。須藤は実体ではなく、写真やテレビや幻想のなかだけに存在する虚像である。アイの世界には、貧困はないし、現実感すら乏しくなっている。貧困という現実と直面して娼婦にならざるを得なかった過去の娼婦たちは、ここにはもはや影すら見えない。

高級志向といい、現実乖離といい、娼婦は新しい存在になっている。それは「進化したい」と願い、努力する結果なのかもしれない。この娼婦像は、アメリカ映画に描かれるそれに近い。ア

メロ映画の娼婦としてよく知られた例は、『コールガール』（一九七一年、アラン・J・パウラ監督）である。娼婦ブリー（ジェーン・フォンダ）はサキとよく似ている。進化して女優になろうと、日々の努力を怠らない。娼婦で一生を終えるつもりなど、毛頭ないのだ。

進化の方向はいろいろあるだろうが、金持ちの美男子とのラブ・ロマンスを成就させる娼婦も、アメリカの娼婦映画には登場する。いわゆるシンデレラのおとぎ話どおりになる娼婦である。

おとぎ話になるアメリカの娼婦映画

ゲラリー・マーシャルが一九九〇年に監督した『プリティ・ウーマン』の娼婦ビビアンは、まばゆい。彼女は街に立つ娼婦である。場所はアメリカ西海岸、ハリウッド。売春は非合法だから、ビビアンたち娼婦は警察によっていつでも逮捕されてもいいはずなのに、そうしたおそろしい現実には入ってこない。

高級車で道に迷ってしまった超資産家エドワードに、ビビアンは接近する。料金を取って道を教えることになり、彼女は車に乗りこむ。彼女を車に乗せたときに、すでにエドワードはビビアンの肉体に惹かれている。半分露出した彼女の腰に、エドワードの視線は注がれる。スタートの時点から、ロマンスは始まっているのだ。ビビアンが娼婦の服を脱いで高級婦人服を身につけると、エドワードはさらに魅了される。彼女がユーモラスで会話がうまいことも、得点につながる。離婚や失恋やビジネスのストレスで疲れたエドワードには、つぎのようなジョークっぽい会話は、心を軽くしてくれるだろう。

ビビアン　奥さんいるの？ 恋人は？

エドワード　どちらもある。

ビビアン　ふたりはどこにいるの？ いっしょに買い物してるの？

エドワードはビビアンを雇う。一時間雇ったつもりが、一日になり、とうとう一週間になる。それもエドワードのビジネス上の秘書として。エドワードは高級ホテルの最高の部屋ペントハウスに、仕事のため滞在している。ここでふたりの一週間は、展開することになる。

その一週間は、ビビアンの変身のプロセスとしてめまぐるしく過ぎていく。高価なドレスで着飾られたビビアンは、社交界のマナーやフランス料理の食べかたなどを即席で習得する。変身の極めつけは、ビビアンとエドワードのオペラ鑑賞。宝石店から特別に借りた最高級のネックレスをつけ、豪華なフォーマルドレスに身をつつんだビビアンは、もう完全に貴婦人。舞台に感動して目を潤ませるのも、板についている。エドワードはそんなビビアンに満足して、彼女をじっと見つめている。

ビビアンは娼婦として設定されているが、エドワードと出会って娼婦の服を脱ぎ捨てたとき、すでにひとりの貴婦人だった。言葉では「きみは娼婦だ」とか「彼女は娼婦だ」といわれても、実態はそうではない。『プリティ・ウーマン』の物語は、現実と遊離した「おとぎ話」なのである。変身「まえ」と「あと」のショットを比較すれば、ビビアンの変身がいかに非現実的か、あきらかになる。一週間でそんなに人間が変化することは、フィクションのなかでしか起こらない。

最後にビビアンは、「おとぎ話」の騎士を演ずることをエドワードに要求する。白馬に乗って現れて、自分が閉じこめられている塔（娼婦の安アパート）から救い出してくれ、と。結婚を要求しているのである。まだ現実感が残っているエドワードは、ビビアンを妻にすることは不可能だと考える。妻ではなく、愛人のままにしておこうと、彼女に高級マンションや金をあたえる申し出をする。しかし彼女は受け入れない。安アパートの家賃さえ払えずに逃げまわっている娼婦ビビアンが、高級マンションや金を提供されて断わるというのは、もちろん現実的ではない。しかしビビアンは、おとぎ話の貴婦人なのである。愛する男から困い者にしてやると言われることは、屈辱である。困い者ではいけない。おとぎ話の結末は、美しい結婚でなければならない。

突如として、エドワードはビビアンと結婚する決意をする。白馬ならぬ白いリムジンにのって、塔ならぬ安アパートの非常階段をよじ登って、バラの花束を手にエドワードはビビアンのもとへ辿り着く（図81-82）。そして彼女を両腕に抱きしめる。エドワードは白馬の騎士を演じ、ビビアンは塔に閉じこめられた貴婦人を演じて、「おとぎ話」を完結させたのである。



図81

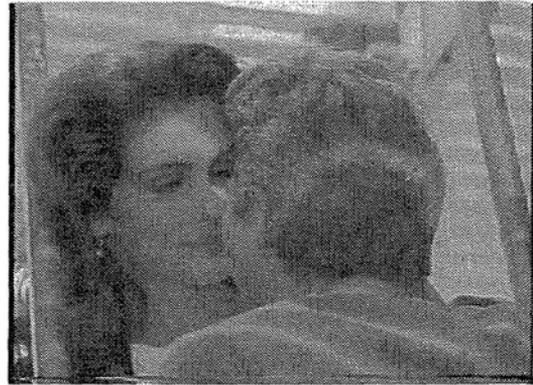


図82

男とおなごのアレ

一九五〇年代までの日本の娼婦映画や芸者映画に陰鬱な影が落ちていたのは、日本の過去に少女の身売りのような悲惨さがあったことが影響していたことは、否定できない。しかし、またべつの原因もある。アメリカ映画ではセックスはポジティブなものとして描かれることが多い。それは気持ちのいいものであったり、ストレスからの解放をもたらすものであったり、相手を自分に降伏させる手段であったりする。快楽や力と結びつくのである。セクシュアリティに比重がおかれる文化では、セックスがのっけから無視されたり否定されたりはない。娼婦のセックスでも、エロスの満足感や何らかの充足感がともなう。

それにたいして日本の娼婦・芸者の映画では、セックスは苦痛に耐えながら金や生活のためにやるものになっていた。史実を反映した『サンダカン八番娼館、望郷』（一九七四年）では、それがはっきりと提示されている。かつてマレーシアに送りこまれた「からゆきさん」（田中絹代）の過去が、女性史研究家（栗原小巻）とのインタビューのなかで、明らかにされていく。この現在と過去が交錯する映画は、「からゆきさん」だった老女が、貧困のどん底の兄を救うため十三歳のときにマレーシアに売られたこと、現地でのセックスによる虐待と搾取、日本帰国後の兄一家から受けた冷酷な仕打ちなどの過去を、克明に描いている。この元娼婦はきっぱりと言い切る。

わしゃ男とおなごのアレをやっても、よかと思うたことはいっぺんもなか。

セックスを「よかと思う」娼婦は、日本映画には少なかったのである。セックスをよいと思わなかった老女は、たしかに苦渋の過去を背負っているが、それを恨んでじめじめと生きているのではない。『サンダカン八番娼館、望郷』は一九七四年の映画である。すでに娼婦は、貧困と不幸の伝統から離脱した時期である。「からゆきさん」だった老女も、たくましく生きている。トイレもないボロ家に住み、たしかに貧しい暮らしではあるが、それを貧しいとは考えていない。用足しは「裏の空き地でせい。わしもあすこでしとる。だあれも見やせん、見やせん、見やせん」と、頼もしく空き地を指差す（図83-84）。十匹ちかい野良猫たちに、食事と住居を与えてやる寛大さも見せている。年の離れた若い女性史研究家と、心からの友だちにもなれる。この老女は、女性史研究家から敬愛され、「おかあさん」とまで呼ばれるにいたる。



図83



図84

一九六〇年代以降の映画にたどってきたように、娼婦や芸者が不幸ではなくなる要因は、いろいろなところにある。彼女たちは「進化したい」のであり、進化しているのである。

*本稿は『文藝言語研究』51号(頁数は未定)に掲載予定である。

21. Distribution of Socially Harmful Digital Content in Japan: Regulation, Literacy, and Ethics in the Japanese Digital Environment?*

Muneo KAIGO, Assistant Professor
Doctoral Program in Modern Cultures and Public Policies
Graduate School of Humanities and Social Sciences
University of Tsukuba

Abstract

The purpose of this paper is to examine the related dynamics of how socially harmful or undesirable digital content is being distributed in Japan. In this study, *socially harmful digital content* will refer to visual or video files depicting material of an extremely violent or pornographic nature) – such as real executions. Such content is usually not available through traditional distribution means (television, video recorded media or print media) because it is usually regulated or censored in the traditional Japanese media – due to the anticipated detrimental effects to ethics, society and culture.

However, recent studies have indicated how these files are being exchanged or distributed through the main/largest Japanese Internet forum called the 2Ch. In result, the endeavors of regulating or censoring the traditional media by the Japanese government or regulating bodies has been effectively nullified by the network environment provided by the Internet.

To suppress the flood of undesirable digital content, various filtering software, to be used in conjunction with PC systems, are being endorsed as a temporary “plug”. Unfortunately, information on bypassing content filtering is readily and easily available, along with file sharing technology such as P2P software, again making this “plug” not as effective as first projected.

This paper focuses on the current state of the Japanese digital content distribution environment through discussing 1) the current policies on regulation and censorship of harmful content in Japan, 2) the socio-cultural and ethical aspects - such as “what is considered taboo” and the status of “undesirable digital content” in the Japanese socio-cultural system, and 3) present trends in relation to media literacy in Japan and how undesirable digital content needs to be dealt with.

The purpose of this paper is to examine the related dynamics of how socially harmful or undesirable digital content is being distributed in Japan. In this study, socially harmful digital content will refer to visual or video files depicting material of an extremely violent or pornographic nature) – such as real executions. Such content is usually not available through traditional distribution means (television, video recorded media or print media) because it is usually regulated or censored in the traditional Japanese media – due to the anticipated detrimental effects to ethics, society and culture.

Regulation and Self-Imposed Codes in the Media

Currently, a plethora of potentially socially harmful media content is available in the Japanese market for consumers. Violent or sexually explicit videotapes, books, magazines are available for adults and violent or sexually explicit manga (comic books) are targeted at children (no age restrictions for acquisition). Control over distribution of violent content or “content with nudity” is lenient, although sexually explicit material in Japan was banned until the late 1980s, as images or depictions of frontal nudity were banned, as were pictures of pubic hair or graphic depictions of genitals and sex acts (Diamond & Uchiyama, 1999).

As for the greater part of traditional electronic media, distribution of socially harmful digital content is regulated or has established self-imposed codes in the traditional media sector of Japan. As for regulations, Article 175 of the Japanese Criminal Code states that obscenity is any practice or sexually erotic material whose preparation, sale, distribution or display can evoke “uncontrollable or disquiet reason (Diamond & Uchiyama, 1999). This law prohibits any entity to distribute or exhibit obscene pictures or documents in public, with violation of this code punishable by a prison term of two years or a fine of up to 2.5 million yen (approximately USD 20,000).

The broadcast media such as television and radio have a voluntary Broadcasting Ethics & Program Improvement Organization (BPO) that services complaints and discusses problems about broadcast material and sends out advisories to the broadcasters. No legal binding or authority is given to these advisories, but broadcasters are expected to follow and respect any admonitions by these organizations. The Broadcast and Human Rights/ Other Related Rights Organization – BRO is the base organization of the BPO that was established by NHK (Nippon Hoso Kyokai – main public broadcaster) and the National Association of Commercial Broadcasters in Japan.

Along with the BRO and BPO, there is a self-imposed broadcasting code. The broadcasting code is mainly targeted at controlling discriminatory or obscene or offensive language to maintain public decency in accordance of the broadcasting laws. The observance of this code is most evident in cases of how foul language in broadcast material is usually omitted through censorship by the broadcaster in the form of a beep sound or other sound effect. Another difference in Japanese media in comparison to US or other European media is how the Japanese media sometimes censor a crime suspect’s hands in handcuffs, or hides the face of a suspect (unless the suspect already has a coat or blanket over him or her), to uphold human rights.

The Japanese equivalent of the MPAA – the Administration Commission of Motion Picture Code of Ethics (Eiga Rinri Kanri Iinkai) evaluates motion pictures and self-imposes ratings. The ratings are similar to those of the MPAA, that administer the following categories: a general audience category (all ages), PG12 (parental guidance under 12), R-15 (restricted under 15) and R-18 (restricted under 18). The discrepancy in age categories with the ratings in comparison with that of the MPAA is assumed to be due to differences in educational systems, where Japanese junior high school students traditionally graduate at the age of 15 and high school students graduate at the age of 18.

The Computer Entertainment Rating Organization (CERO) conducts rating and evaluation of Japanese domestic market home electronic or video game machine software and establishes age limit recommendations for consumers. For commercial amusement machine games, rating and evaluation are conducted by the Japan Amusement Machinery Manufacturers Association (JAMMA). CERO is very similar to the Entertainment Software Rating Board of CESA. Although membership is not mandatory for all manufacturers in 2006, most game manufacturers and software houses are members of CERO. CERO conducts rating and evaluation by referees that are over 20 years of age and excludes selecting referees that belong to the video game business. The main content of the video game, along with “hidden content” (because video games often have hidden content that can be viewed only when a special code is used) is rated. Since March 2006 in Japan, home video game software rating is currently divided into five rating categories: A – for all ages, B – for over 12 years old, C – for over 15 years old, D – for over 17 years old, Z – for over 18 years old only. The rating is determined at least one month prior to release of the software, and suspension of sales is advised if content deviates from the given standard. Exact rating standard details are not revealed to maintain up-to-date rating standards.

Content descriptor icons are also labeled on the package by the guidance of CERO. These icons may depict the outline of some of the current confidential standards used by CERO: 1) Passionate scenes – homosexuality, consanguineous affairs, dating, hugging, kissing, 2) Sexual scenes – costume of high exposure, nudity, lingerie, swimsuits, touching (sexual acts or genitalia is prohibited by CERO), 3) Violence – fights, abuse, torture, and all combative sports such as martial arts 4) Horror- blood and gore, dead bodies, zombies, ghosts or body part slaughtering, 5) Gambling – illegal gambling activities such as casino games or mah jong, however if no monetary exchange or stripping is involved, the rating becomes suitable for all ages, 6) Crime – murder, robbery, theft, race games and car action violence inclusive of traffic violations, praise or affirmation of criminals, 7) Drinking and Smoking – underage drinking or smoking or unnecessary scenes of smoking or drinking, 8) Drugs – illegal drug usage or dealing, 8) Language – sexual, discrimination, offensive language (basically adhering to the broadcasting code).

The organization called Ethics of Computer Software (computer software rinri kikou, usually abbreviated Sofurin) conducts ethical evaluation of adult oriented PC games, usually of pornographic nature. This organization does not have any legal binding power or any specific authority, therefore adult PC games can be put on the market without receiving any rating from this organization.

Adult pornographic video material are evaluated and approved by the Japan Video Ethics Commission (Nihon Bideo Rinri Kyoukai) and Supervisory Committee of Video Ethics, along with the Contents Soft Association (CSA) that evaluates video material and adult game software. The main function of this commission is to regulate censorship by prohibiting the display of any graphic sexual pictures and human genitalia.

A noteworthy discrepancy between broadcasting customs of Japan with US or European customs exists in the comparatively lax attitude of Japan towards broadcasting brief female nudity and fictional violence in contrast to its strict custom and laws prohibiting graphic sex. Depending on the hour of airing, broadcasts that depict brief female nudity may be offensive, but not considered a violation of public decency in Japan. Apart from this, one may observe comparatively lower concerns towards fictional violence in Japan – exemplary in Japanese television for children such as animated cartoons. On the other hand, any display of genitalia is in violation of the Article 175 of the Japanese Criminal Code.ⁱ

The main problem with Article 175 of the Japanese Criminal Code becomes evident with the advent of the Internet and new information and communication technologies involved. The law itself is out of date, and is questionable because 1) the term “pictures” does not technically cover the legal territory of computer “images”, and 2) “obscenity” is not clearly defined enough (Ibusuki, 1997). Although strict standards have been imposed on obscene material for traditional media, the Internet environment has introduced conflicting interpretations, therefore, disrupting the legal procedures that are involved in enforcing Article 175. Furthermore, newer technology and advances in the Internet environment is causing further problems in Japan: An Internet forum called the “Ni-channeru” and P2P software called Winny.

Nullification of Regulation and Self-Imposed Codes in Japan by the 2Ch

The Internet has an abundance of inappropriate content deemed unfit for the viewing of minors. A major part of focus in Japan is on protecting children from this content, and how to shield children from this information, although some of the improper content is usually unworthy for adult users as well. The content in question here is mostly in violation of the Internet Content Rating Associationⁱⁱ safety standards.

Filters based on these standards are most effective for monitoring web browsing activity or totally blocking out IP addresses, although even with these filters, web browsing is still not 100% shielded and safe for children.

According to the Internet White Paper 2005 survey (N=1600) in Japan, the most likely source of having exposure towards harmful content - excluding computer virus contagion (57.6%) – is being exposed to obscene or indecent content (56.6%), followed by slanderous entries, character assassinations or false rumors (28.1%), pyramid schemes (26.8%), illegal material (15.5%), fraud (15.4%), and unauthorized exposure of private information(13.1%). Noteworthy from the result of this

survey is that one can observe that the highest concerns are towards obscene or indecent content. In contrast, concern over extreme violent content is non-existing among this sample. The second highest likely source of harmful content - slanderous entries, character assassinations or false rumors – is most likely to be information in the 2Ch.

The 2Ch or 2 Channelⁱⁱⁱ (pronounced ni-channeru) is the most famous free access Japanese Internet bulletin board forum with millions of access and currently the largest of its type in the world in 2006. Discussion board topics range from anything, and entries include any topic that one can find in the normal international news and about business, or shopping, and even health concerns and education. One can also find more controversial topics such as insider information of companies from disgruntled employees and journalists that want to provide sensitive information, but are not able to provide the information in the mainstream media. The 2Ch is well known for its numerous ignominious entries and incidents. Subjects of considered taboo, that are usually not discussed in normal face to face communication situations or found in the media in Japan are popular topics in the 2Ch.

The 2Ch has also been associated with illegal and criminal activities and has also been a center for venting hatred and discrimination towards others. The free access, anonymity of users shelters the identities of those that add entries, so the content of the 2Ch usually reflects some of the worst examples of human communication behavior.

The way in which the technology of Japanese newsgroups and electronic bulletin board forums have developed, has been similar those of the electronic bulletin boards of the US and Europe. However, some aspects of Japanese web-based Internet forums have evolved differently due to linguistic/cultural uniqueness and a subsequent concentration of domestic users in Japanese electronic bulletin boards – resulting in some noteworthy differences.

As in other nations, the first Internet users in Japan were mostly students, researchers and IT technicians. Therefore the information exchange conducted in discussion newsgroups (in Japanese were called – net news) such as “fj” were usually conducted by using real names.

Group weblogs in the US or Europe moderated by the general public would be considered to have similar characteristics with the Japanese “bulletin board communities” or Internet forums. The main distinction of weblogs and bulletin boards can be made on how they are being moderated. Weblogs are managed by “bloggers” and bulletin boards communities like the 2Ch are moderated by the general public – or more specifically by a voluntary group in which some are self-elected and/or picked from other users.

In the 2Ch, a posting in a thread will either bump up or down (“age” and “sage” in Japanese) its position in the thread list, and posts with a “sage”-down have no effect on the thread list. Each thread is limited to 1000 postings and another thread must be created again if the discussion needs to be continued. The “sage” postings demote unwanted or idle threads leave the main thread list and allows new active topics refreshed and saving bandwidth. The older threads are sent to a paid archive, and then after some time, eventually gets deleted.

The 2Ch maintained the anonymous posting system – a clear distinction with the system of most US Internet forums that require registration and email verification. Although a name field is available in the 2Ch threads, it is usually never used. This allows people to post and deliver information without taking any risk and creates an atmosphere of being able to discuss something in true honesty, mainly due to the fact that nobody knows who is involved in the discussion. Therefore, the frequency of confrontation is greater, and in the past the 2Ch has had postings about future crimes such as actual murder threats, therefore having the National Police Agency periodically monitor and react immediately to any threats on the 2 Ch forum. These characteristics highlight the 2Ch as antisocial in the Japanese cultural context and therefore, the 2Ch is usually covered in the news in a negative context.

The 2Ch has evolved into the single Japanese website that provides a virtual forum for many Japanese Internet users to discuss (or just search for opinions on) various topics. The forum allows all voices and opinions to have access with minimum or no control by the administrator. Anonymity of users - especially anonymous thread starters - has caused the 2Ch to often be flooded with pointless threads or trolls. However at the same time, the speed and range of information found in the 2Ch has also elevated the importance of this forum as well. PR departments of large corporations also closely follow how their products or corporate image are being discussed in the 2Ch forum. The lack of personal risk being exposed due to its anonymity allows important information to flow into the forum and create a place for important communication to take place.

This anonymity of the 2Ch has also allowed for it to become a lawless area of the Internet for Japanese users. Therefore, legal and illegal file sharing information exchange flourishes on the 2Ch as well. Along with the most popular Japanese P2P platform- called Winny, a preference towards using the web browser interface exists among 2Ch users as they are not necessarily adept computer users. The most popular method of file-sharing in these forums is the use of an “uploader” – a rental file server for uploading and downloading music, pictures, movies and software - and posting a link to the server. The legal viability of an “uploader” is usually questionable, so uploader information is often disguised but only to the extent that it can be deciphered and understood among the well-seasoned users in the 2Ch community.

The Internet and the 2Ch has often been blamed for promoting the decline of ethics in Japan in public debate. The Internet bypasses regulatory “constraints” and unethical or legally questionable images are exchanged freely without much legal control among users. The easy access to illegal pornography by Japanese legal standards is one example. The 2Ch has been more of a catalyst than an inhibitor of illegal pornography in Japan, along with the other criminal activities. Spending thirty minutes reading the entries on the 2Ch can be enough for some to turn away in disgust and never access this forum again, due to the abundance of loathsome entries. Such entries would have never been accessible to the public in print or broadcast due to the strict ethical codes that are observed by all other media. Therefore in most situations, the 2Ch may be considered one of the largest failures of media ethics in Japan.

To suppress the flood of undesirable digital content, various filtering software, to be used in conjunction with PC systems, are being endorsed as a temporary “plug” to stop the flow of socially harmful digital content, especially for younger children. In Kaigo & Watanabe (2005), the dynamics of the 2Ch were examined and the study focused on the user dynamics of video file sharing among 2Ch during the time of dissemination of execution images and video files of the October 2004 Japanese hostage murder in Iraq. A qualitative analysis of November 2004 2Ch threads and entries about dissemination of images and video files of the actual hostage murder was conducted and examined the reaction towards the video files among the 2Ch users from the threads and entries and how easily one was able to access the files. Information on bypassing content filtering is readily and easily available in the 2Ch forum, along with file sharing technology such as Winny, again making this “plug” not as effective as first projected.

File Sharing Trends and Problems in Japan

Besides the uploaders, P2P software such as Winny is also well known in Japan. Winny is a popular P2P platform in Japan that operates on the Microsoft Windows OS environment. The software was initially distributed in the 2Ch forum and was developed by a former University of Tokyo assistant named Isamu Kaneko. Winny was developed as the successor to WinMX (N and Y are the alphabet letters that follow M and X), and although was developed in November 2003, still has approximately 440,000 – 530,000 users in 2006.^{iv}

Winny does not require a central server, and is therefore a “pure” peer to peer system. Therefore, the network is robust and resilient, making it difficult to terminate. The data communication encoding uses a forwarding function in each computer’s cache, in addition to an anonymous bulletin board function, and the design of the system allows each personal user to remain anonymous.

The anonymity of Winny has been convenient for illegal file sharing, so Winny user population increased dramatically since its introduction in May 2002. The increase and popularity of its use prompted authorities to react within the following year. In November 27, 2003, two people who were determined to be using Winny were arrested in violation of copyright laws. As Winny allows the user to remain anonymous, the NPA had to make these arrests on circumstantial evidence. On May 10, 2004, the developer Isamu Kaneko was arrested for assisting copyright infringement. The legal basis for his arrest was in his conduct that resulted in copyright infringement propagation. Still in trial, the prosecution has been attempting to determine whether he had malicious intent. The prosecution has avoided discussing the legality of P2P software.^v

Through the arrest of the developer of Winny, the mainstream media may have created a negative image of P2P technology in general, therefore, may have directly hindered technological research and development of P2P technology in Japan and also may have overly heightened fear of copyright infringement among the Japanese population in P2P usage. Although no decision has been made on Isamu Kaneko yet, the June 27, 2005 US supreme court decision^{vi} making P2P technology

developers accountable for the illegal actions of users is anticipated to affect the verdict of Isamu Kaneko.

In 2005, Winny regained media attention and currently has prominence as being a major vehicle for transferring computer viruses, especially malicious worms like Trojan horses over the Internet. Symantec has issued a regional alert^{vii} concerning Winny. Malicious worms that include exposure viruses, utilizes the Winny network to maliciously distribute personal chat logs, email data, digital camera pictures, screenshots, password memos and etc. The worm begins sharing data on the desktop of the user's computer without the knowledge of the user, so usually when the victim realizes his computer has been infected, the situation for recovery is too late, because all the victim's files are already being shared on the Internet by then. The most malicious worms convert the computer into an HTTP server and begin exposing all data in the computer over the Internet, and HTTP links merge the infected computers together.

The unintentional distribution of sensitive and private information has been continuously reported throughout 2005 to 2006: confidential customer information owned by various prestigious companies, police records of the National Police Agency, confidential prison records and judiciary information, and even sensitive information about nuclear power plants and military secrets of the Japanese Ground Self-Defense Force, Japanese Maritime Self-Defense Force and Japanese Air Self-Defense Force have all been exposed over the Winny network. One of the most feared information unintentional distribution incidents happened with Basic Residential Registers Network System (Jyuki-Net) access password getting leaked onto the Winny network by a civil servant in Hokkaido (Anonymous, 2006). The leak of military secrets from the Japanese Maritime Self-Defense Force prompted Japanese Prime Minister Junichiro Koizumi to plan measures of stopping usage of Winny for avoiding any recurrences of such incidents and the Chief Cabinet Secretary of Japan held a press conference, issuing a warning about using Winny and advised all citizens of Japan not to use Winny^{viii}. This measure comes because sensitive government information was distributed unintentionally. The proposed method to deter further distribution of the information is to have all citizens to stop using Winny.

The main reason leading to the spread of all these events was by Winny usage at home, by the employees or workers and having sensitive information inside personal computers at home. Sometimes, a younger family member would be using the Winny network without consent of the parent or guardian who would be using the computer for work, resulting in the computer virus infection and distribution of sensitive information. In March 2006 alone, Kyodo News reported 38 news articles in relation to Winny and unintentional information distribution. (Kyodo news had 20 news stories about Winny in April 2006.)^{ix} Once information is on the Winny network, and if a computer with a cache is on the network system, all existing Winny users' data need to be erased to stop the outflow of information. Unfortunately, this is an unrealistic option. On March 11, 2006, Isamu Kaneko told at a conference for the League of Software Engineers^x, that Winny could be easily fixed by changing and updating the program by protecting the sharing function so that computer viruses and worms would not infect the

network so easily, however unfortunately, this is not possible because the trial is still in procession. Furthermore, in order to prevent newer viruses to spread among the network, Winny would need to be updated periodically.

A potentially effective way not relying on laws or regulations is to “poison” the network. To “poison” the network means to intentionally add fake files or decoys and make the actual files – usually infected with viruses- difficult to find. The main problem with this, is that it will add some load to bandwidth and requires some party or individuals to absorb the cost of this method.

The individuals or parties that had sensitive information unintentionally distributed by the Winny network have been labeled “victims” of cyber crime in the Japanese media coverage and the fact of potential copyright infringement has been omitted. As infection is only possible when file sharing by Winny occurs because many of the viruses are attached to digital files that potentially infringe copyright laws, this omission may be due to the fact that the unintentional file distribution has occurred among the very organizations that had pushed forward the arrest of Isamu Kaneko, namely the National Police Agency and other departments of justice. Since April 1, 2005, the Personal Information Protection Law has been put in effect in Japan, aimed at enforcing the protection of personal data and information. No arrests have been made based on these incidents that can be considered in violation of this law, however, they have cast doubts on the effectiveness of this new law and the actual protection of personal information.

The constant media coverage of Winny has also made many citizens aware of this software and P2P technology. It has stirred the curiosity of many new novice computer users. New problems are arising because these new users who are lacking the awareness and/or knowledge of computer viruses and have the high possibility of unintentionally distributing information, adding another new cycle of damage through the network.

Media Literacy in Japan and Mortality

In the media environment of Japan, broadcast and printed media are allowed to show fictitious death acted by actors or animated. Images of fictitious death are in abundance in the normal Japanese traditional media such as television and prominent in manga comic books. However, real images of death are usually censored in traditional media broadcasts in Japan in consideration of religious and privacy issues. Such is not the case for all nations, so in some broadcasts in other nations, images of real death such as corpses from accidents or war are aired, and subsequently these images are put on the Internet. In other times, such as during the war in Iraq, hostage executions are released onto the Internet, and then are aggregated onto various file servers (Kaigo & Watanabe, 2005). These images are very easy to access, and so are bypassing filtering software to receive these images over the Internet.

A previous study attempted to examine how Internet and especially 2Ch users would disseminate information about how to download execution files of a Japanese hostage Iraq in 2004 (Kaigo, Watanabe, 2005). However, instead of these files getting infested all over the Internet, Japanese

users repudiated such information like a contagion. The 2Ch users became moderators and the users began to act as a type of collective-social immune system trying to eradicate the germ-like information by discouraging any more links or cavorting. The emergence of a collective ethical “conscience”, that was not enforced by the government, or legal system, displayed how members of society can act together in cyberspace, and without any prearrangement and overseer, and determine right from wrong.

Unfortunately, not all images are treated this way, and only because of the extreme violent nature of this specific execution video and mental assimilation among the users due to the fact that the victim was Japanese, the Japanese Internet users acted this way. In other cases, horrifying images and videos are accessed and distributed freely. The Internet has no regulating or governing body that sets guidelines of what is allowed or not allowed on the Internet, so such revolting or shocking images that are socially harmful is common. The flow of such socially harmful images and videos through the Internet has effectively nullified all attempts of the Japanese government and associated organizations to regulate and control such content to reaching the normal citizen.

One approach in Japan to counter such information is by advocating media literacy and media education in the formal education system. Some problems do exist in Japan as media literacy has been considered something for very young children. This is based on the false assumption that all adults have media literacy and that all children don't, which is contrary to many previous study results and claims (Buckingham 1993, 1996; Gauntlett, 1977). Too much focus has been made on details about very young children lacking maturity mentally and physically in comparison to adults in Japan, resulting in media literacy and media education to focus on only inoculating very young children from harm. Furthermore, the current media education policy prevalent in Japan concerning these images is a “don't watch, don't show” policy and promoting web browsing and Internet filters. This approach is unfortunately unrealistic because they do not address all the problems found now in the Internet.

To complement media literacy education in Japan, “information moral” and “information ethics” education is on the rise. “Information moral” and “information ethics” address the problems that have been lacking in media literacy, and focus mostly on prevention of cyber crime, as sex crimes and incidents that involve minors accessing Internet friendship (dating) services are becoming a problem.

Regional governments have begun taking action also. From October 2005, the Tokyo Ordinance on Fostering Juvenile Health Article 18.7^{xi} states how 1) Internet service providers (ISP) must provide or develop filtering software to eradicate information that has the potential to harm the “sound and wholesome fostering” of youth. 2) Internet service providers must confirm whether or not any minors are residing with those who wish to begin service and must inform, promote and make available the beneficial software. 3) Facilities that provide Internet service must try their best to have youth use devices that have installed the beneficial software.

The problem is that filtering software is not a total solution to providing a “wholesome” Internet environment. As altering the URL or bypassing keyword filters are easy ways to overcome being filtered, new keywords are used in place of the older ones to outsmart filtering software. The

Internet is not a static environment, and ordinances will always have the risk of becoming obsolete in addressing these issues.

Along with violent and pornographic images, websites that distribute information on how to commit suicide painlessly and bulletin boards that try to recruit people to commit suicide together have also been considered a source of socially harmful content in Japan. These websites and bulletin boards periodically gain mainstream media attention when young teenagers use the websites and commit suicide together. The National Police Agency reported that in 2005, 34 incidents adding to a total of 91 people that commit suicide through these sites (an increase from 15 incidents 36 people).^{xii} The NPA has asked for cooperation by all Internet related service organizations to help them save lives when suicide premonitions are made on any of their services.^{xiii}

Dealing with Socially Harmful Information

The 2Ch and Winny have thrust Japan into an unknown territory of the media environment, and due to its uncertainty, has boosted the anxiety towards using the Internet among many members of Japanese society. The mainstream media have been reporting how both the 2Ch and Winny are problematic to society and they are now the synonyms to address the “dark and scary” side of the Internet in Japan. This has forced the Japanese government and related organizations to begin addressing these problems.

The Japanese Government is attempting to officially certify what is “harmful” information. The Japanese National Police Agency is backing up a commissioned organization to handle a telephone hotline service that will counsel information on the Internet that is deemed to be illegal or harmful.^{xiv} An information center of the same organization will be managing information of illegal and harmful sites and if determined to be so, will be reported to the NPA, or will request deletion of harmful sites to the provider. The Japanese Ministry of Internal Affairs and Communications (Soumusho) has a research group examining the current condition of illegal and harmful information on the Internet^{xv} and has reported a summary of their findings. Discussions are being made on how to create standards for determining whether or not information is harmful, the criminal liability of ISPs, and problems accompanying Internet anonymity.

Filtering, blocking and adding more technological surveillance in how to stop the flow of harmful information is also another direction that is being taken in Japan. As noted in dealing with suppressing the distribution of virus infected files in the P2P network, poisoning the P2P network and the Internet with many decoys and fake files may demotivate those searching these socially harmful files to the extent that they may eventually give up.

However, are regulation and technology the only two solutions? As a total solution to block harmful information is not in sight by technology or regulation, the outcome for the time being now lies in the hands of family ethics and values, because the parent or guardian will need to confront the issue

with his or her other family members and begin a discussion. In this case, the family unit will need to decide what is “taboo” and what is “undesirable” and how to deal with such information.

Even though the 2Ch and Winny both have dysfunctional aspects within each, the Kaigo & Watanabe (2005) study results have displayed a potentially positive aspect of the 2Ch that may contribute to complementing media literacy, especially for the continuous flow of alarming images of terror into cyberspace. The dysfunctional information that is disseminated in the 2Ch may sometimes be promoting pro-social action among those that constitute this collective conscience in this Internet forum. The continuous flow of incidents and constant rekindling of debates on what is socially harmful and what is socially ethical might have been made possible by the social maladies spread by 2Ch and Winny.

Regulation on part of the governments is demanded by various sectors of society, however, the real issue is about how to create a society that naturally promotes ethics and allows ethical values to permeate into the Internet. Certain facets of Japan will require more regulation or more technological innovations, however, some facets are showing how society can naturally adapt to harmful information when it goes to one extreme, and self-regulate to determine what is acceptable and what is not. The time may be ripe for Japan to confront these issues, instead of hiding them.

References

- Abramson, J. B., Arterton, F. C., & Orren, G. R. (1988). *The electronic commonwealth: The impact of new media technologies on democratic politics*. New York, NY: Basic Books.
- Abramson, P. R., & Hayashi, H. (1984). "Pornography in Japan: Cross cultural and theoretical considerations". In M. N. Malamuth & E. Donnerstein (Eds.), *Pornography and Sexual Aggression* (pp. 173-183). New York: Academic Press.
- Alexander, J. A. (2003). "Obscenity, pornography, and the law in Japan: Reconsidering Oshima's *In the Realm of the Senses*". *Asian-Pacific Law & Policy Journal* 4 (1) 148-168.
- Anonymous (2006, 29 March). Jyuki Net information leaks by Winny at Hokkaido. Kyodo News.
- Brannigan, A., & Goldenberg, S. (1991). "Pornography, context, and the common law of obscenity". *International Journal of Law and Psychiatry*, 14, 97-116.
- Burgess, A. W., & Hartman, C. R. (1987). "Child Abuse Aspects of Pornography". *Psychiatric Annals*, 17, 248-253.
- Castells, M. (1996, revised edition 2000). *The rise of the network society*. Cambridge, MA: Blackwell Books.
- Court, J. H. (1984). "Sex and violence: A ripple effect". In N. M. Malamuth & E. Donnerstein (Eds.), *Pornography and Sexual Aggression* (pp. 143-172). New York: Academic Press.

- Diamond, M. & Uchiyama, A. (1999). Pornography, rape and sex crimes in Japan. *International Journal of Law and Psychiatry* 22 (1), 1-22.
- Donnerstein, E. (1984). "Pornography: Its effect on violence against women". In N. M. Malamuth & E. Donnerstein (Eds.), *Pornography and sexual aggression* (pp. 53-81). New York: Academic Press.
- Donnerstein, E., & Barrett, G. (1978). "The effects of erotic stimuli on male aggression toward women". *Journal of Personality and Social Psychology*, 36, 180-188.
- Downs, J. F. (1990). "Nudity in Japanese Visual Media: A cross-cultural Observation". *Archives of Sexual Behavior*, 19, 583-594.
- Ibusuki, M. (1997). "Legal aspects of cyber-porn in Japan". *Lex Electronica* 3(1), A.3.
- Joinson, A.N., (2003). *Understanding the psychology of Internet behavior: Virtual Worlds, Real lives*. New York: Palgrave Macmillan.
- Katz, J. E. & Rice, R.E. (2002). *Social consequences of Internet use: Access, involvement, and interaction*. Cambridge, MA: MIT Press.
- Malamuth, N. M., & Donnerstein, E. (Eds.). (1984). *Pornography and Sexual Aggression*. New York: Academic Press.
- Mooney, P. (2004). Professor Asks China to Restore Popular Online Forum at Peking U. *The Chronicle of Higher Education*, 51(6), A.43.
- Sassi, S. (2000). The controversies of the Internet and the revitalization of local political life. . In K. D. Hacker & J. Van Dijk (Eds.), *Digital democracy: Issues of theory and practice* (pp.90-104). London: Sage.
- Schudson, M. (1997). Why conversation is not the soul of democracy, *Critical Studies in Mass Communication*, 14(4), 297-309.
- Shapiro, A. & Leone, R. (1999). *The control revolution*. New York, NY: Public Affairs.
- Wallace, P. (1999). *The psychology of the Internet*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Walter, J. B. (1996). Computer-mediated communication: impersonal, interpersonal, and hyperpersonal interaction. *Communication Research*, 23, 3-43.
- Zillmann, D., & Bryant, J. (1982). "Pornography, sexual callousness and the trivialization of rape". *Journal of Communication*, 32, 10-21
- Zillmann, D., & Bryant, J. (1984). "Effects of massive exposure to pornography". In N. M. Malamuth & E. Donnerstein (Eds.), *Pornography and Sexual Aggression* (pp. 115-138). New York: Academic Press.

* Unpublished manuscript

ⁱ As for other taboos in broadcasting that are unique to Japan are, comments on the Imperial family, the death penalty, nuclear energy and discrimination.

ⁱⁱ ICRA <http://www.icra.org>

ⁱⁱⁱ <http://www.2ch.net>

^{iv} Net Agent reports the number of Winny nodes at the following website

<http://www.onepointwall.jp/winny/winny-node.html>

^v <http://www.itmedia.co.jp/enterprise/special/0603/winny/>

^{vi} Liability of software makers for use of their products in copyright infringements: *Metro-Goldwyn-Mayer Studios, Inc. v. Grokster, Ltd.*,

<http://www.lexis.com/research/xlink?searchtype=lexsee&search=2005+us+lexis+5212>

^{vii} <http://www.symantec.com/region/jp/winny/index.html>

^{viii} http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/rireki/2006/03/15_a.html

^{ix} <http://www.kyodo.co.jp/>

^x <http://ascii-business.com/security/winny0604/winny4-1.html>

^{xi} <http://www.seisyounen-chian.metro.tokyo.jp/index9files/ikuseijyourei.htm>

^{xii} <http://www.npa.go.jp>

^{xiii} Possibly in relation to this, in modern day Japan for example, the real death of a human being is a remote experience, which happens in a limited environment and usually is not experienced daily for many members of society. However, mortality is a concept that is ingrained in the mind of most Japanese and is not forgotten easily even with the lack of its presence in daily life.

^{xiv} <http://www.asahi.com/digital/internet/TKY200603300183.html> (To begin in June 2006.)

^{xv} http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060126_1.html